

第2期

西原村

男女共同参画計画



令和4年3月  
西原村

## 目次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1. 計画策定の趣旨 .....	3
2. 計画の位置づけ .....	3
3. 計画の期間 .....	3
4. 計画策定の背景 .....	4
1. 日本の動き .....	4
2. 熊本県の動き .....	5
第2章 西原村の現状と課題.....	6
1. 西原村の現状 .....	6
2. 男女共同参画に関する村民意識調査の結果 .....	11
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1. 計画の基本理念 .....	31
2. 計画の基本目標 .....	31
3. 施策の体系 .....	32
第4章 計画の内容 .....	33
<b>基本目標Ⅰ「男女共同参画社会の実現のための意識改革と基盤整備」.....</b>	<b>33</b>
重点目標① 家庭や地域での慣習の見直し及び意識の改革 .....	33
重点目標② 男女の子育て・介護のための支援.....	36
重点目標③ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実.....	38
<b>基本目標Ⅱ「あらゆる分野における女性の参画拡大」.....</b>	<b>40</b>
重点目標① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大.....	40
重点目標② 働く場における男女共同参画の推進 .....	43
重点目標③ ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の支援 .....	46
重点目標④ 男女がともに支える中山間地域の確立.....	48
<b>基本目標Ⅲ「安心・安全な暮らしの実現」.....</b>	<b>51</b>
重点目標① 性別にかかわらない、あらゆる暴力の根絶.....	51
重点目標② 生涯を通じた暮らしや健康への支援 .....	53
重点目標③ 高齢者や障がい者などが安心して暮らせる環境の整備.....	55
重点目標④ ジェンダーの視点を踏まえた防災・復興の推進 .....	57
<b>計画推進体制の整備 .....</b>	<b>59</b>
計画の推進体制の強化 .....	59
計画の進行管理 .....	59

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本村は、平成 23 年（2011 年）に「**西原村男女共同参画計画**」（平成 23 年度～平成 32 年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、「**男女が共立できる生涯元気にしはらづくり**」を基本理念に掲げ、各種施策を推進してきました。

こうした中、少子高齢化の急速な進展による人口減少社会において、活力ある村を持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会形成が必要とされてきました。また、近年では **SDGs**<sup>\*</sup>の 17 の基本目標において「**ジェンダー平等を実現しよう**」が掲げられ、世界的に社会情勢が変化し、男女共同参画社会の実現がますます重要なものとなっています。

本村では、世界・国・県の動向、社会情勢を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための「**第2期西原村男女共同参画計画**」を作成します。

5 ジェンダー平等を  
実現しよう



※持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

## 2. 計画の位置づけ

1. 本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく「市町村男女共同参画計画」と位置付けます。
2. 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく「市町村計画」と位置付けます。
3. 本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

## 3. 計画の期間

計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）の 5 年間とします。

## 4. 計画策定の背景

### 1. 日本の動き

日本では、国連が昭和 50 年（1975 年）を「**国際婦人年**」と定めたことをきっかけに、婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52 年（1977 年）に国連の「世界行動計画」を踏まえて「**国内行動計画**」が策定されるなど、男女共同参画に関するさまざまな国内法が整備されてきました。昭和 60 年（1985 年）には「**女子差別撤廃条約**」が批准され、翌年に「**男女雇用機会均等法**」が施行されました。その後、平成 8 年（1996 年）に「**男女共同参画 2000 年プラン**」が策定され、平成 11 年（1999 年）には「**男女共同参画社会基本法**」が施行されました。この法律に基づき、平成 12 年（2000 年）に「**男女共同参画基本計画**」が閣議決定され、その後 5 年ごとに見直しが行われています。

男女共同参画の各課題に対する取組としては、平成 4 年（1992 年）に「**育児休業法**」、平成 7 年（1995 年）に同法を改正し介護休業制度を法制化した「**育児・介護休業法**」が施行され、男女共同参画との関わりが深い育児や介護について支援制度の整備が進められています。女性への暴力を防止する取組としては、平成 12 年（2000 年）に「**ストーカー行為等の規制等に関する法律**（ストーカー規制法）」、平成 13 年（2001 年）に「**DV防止法**」が施行されました。また、平成 27 年（2015 年）には「**女性活躍推進法**」が施行され、働く場での活躍を希望する女性の個性と能力が発揮された社会の実現のための取組が推進されています。近年では、平成 30 年（2018 年）5 月に「**政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**（政治分野における男女共同参画推進法）」、同年 7 月に「**働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律**（働き方改革関連法）」が成立したほか、令和元年（2019 年）6 月に「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律**」が成立するなど、女性の活躍を推進するための法律・制度の整備が進み、女性活躍の裾野が地方や中小企業にも拡大する素地が整ってきました。

近年の社会経済情勢の変化への対応については、世界規模の感染症が拡大する中において、令和 2 年（2020 年）3 月に策定された「**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**」に基づき配偶者等からの暴力（DV）等の増加や深刻化に対する施策が実施されました。また、大規模災害が頻発する中で、災害対応における意思決定過程への女性の参画の確保や男女のニーズの違いに配慮するため、「**災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～**」が令和 2 年（2020 年）5 月に策定されました。さらに、国内外で高まる女性に対する暴力根絶意識の高揚を受けて、同年 6 月に「**性犯罪・性暴力対策の強化の方針**」が定められるなど、様々な対策が行われています。

このような法制度や社会経済情勢の変化を反映し、引き続き男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和 2 年（2020 年）12 月に、令和 3 年度（2021 年度）を計画の始期とする**第 5 次男女共同参画基本計画**の策定が行われました。

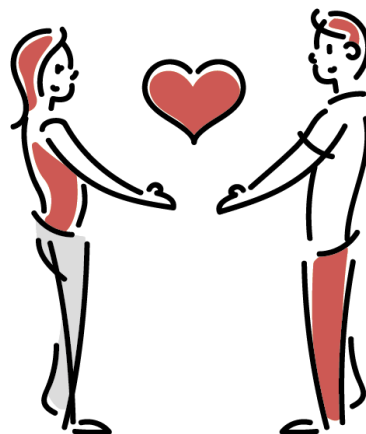
## 2. 熊本県の動き

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらずすべての人がその個性と能力を十分に発揮することができる社会を作ることであり、県民一体となって取り組むべき課題として、熊本県では、平成6年（1994年）に「**ハーモニープランくまもと**」（計画期間：平成6年度～平成12年度）を策定し、男女共同参画社会の形成を目指すための総合指針として取組体制が確立されました。その後、平成11年（1999年）6月に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成13年（2001年）3月、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画となる「**熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと 21）**」（計画期間：平成13年度～平成17年度）が策定され、同年12月には「**熊本県男女共同参画推進条例**」が制定されました。条例では、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民等の責務、施策の基本的事項などが定められています。

また、計画については、平成18年（2006年）、平成23年（2011年）、平成28年（2016年）の3回の改訂を経て、国の第5次男女共同参画基本計画やこれまでの成果と課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和3年（2021年）3月に「**第5次熊本県男女共同参画計画**」（計画期間：令和3年度～令和7年度）が策定されました。

なお、平成28年（2016年）4月の熊本地震、令和2年（2020年）7月の豪雨災害時、避難所における性被害等を防止するため、発災直後に性被害等防止ポスターの作成・掲示・配布を通じて啓発活動と避難所運営状況の確認が行われました。また、今後発生する可能性がある大規模災害を見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画が推進されています。更に、復興・復旧段階においては、被災地訪問相談事業や災害をテーマとした各種啓発事業の実施等により、災害時における男女共同参画の視点を反映する意義や必要性の浸透が計画されています。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社会経済活動が打撃を受ける中で顕在化しているジェンダーに起因する様々な課題、女性が多い非正規雇用といった就業形態や、サービス業などの業種における雇用環境の不安定さ等も解決していく必要があり、男女共同参画社会の実現に向けて更なる取組がすすめられています。



## 第2章 西原村の現状と課題

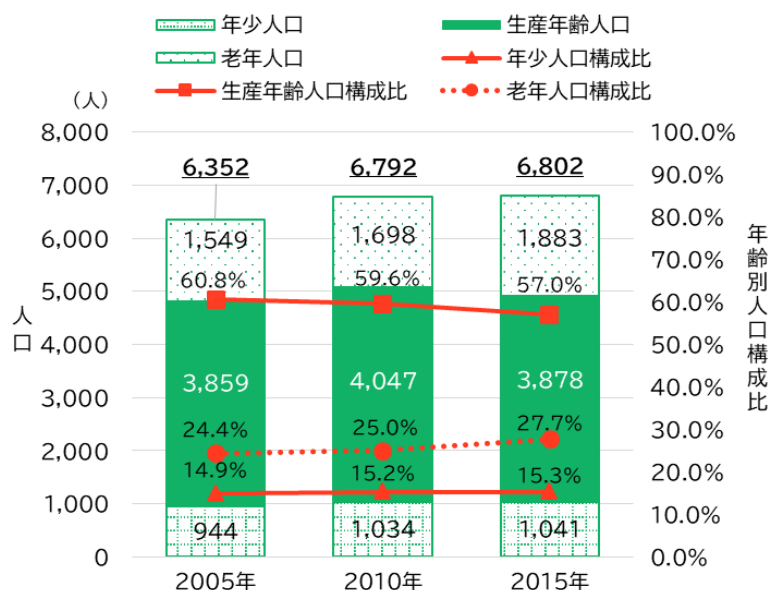
### 1. 西原村の現状

#### ①人口の動向

平成27年（2015年）では、年少人口構成比（0～14歳）は15.3%、生産年齢人口構成比（15～64歳）は57.0%、老年人口構成比（65歳以上）は27.7%を占めています。

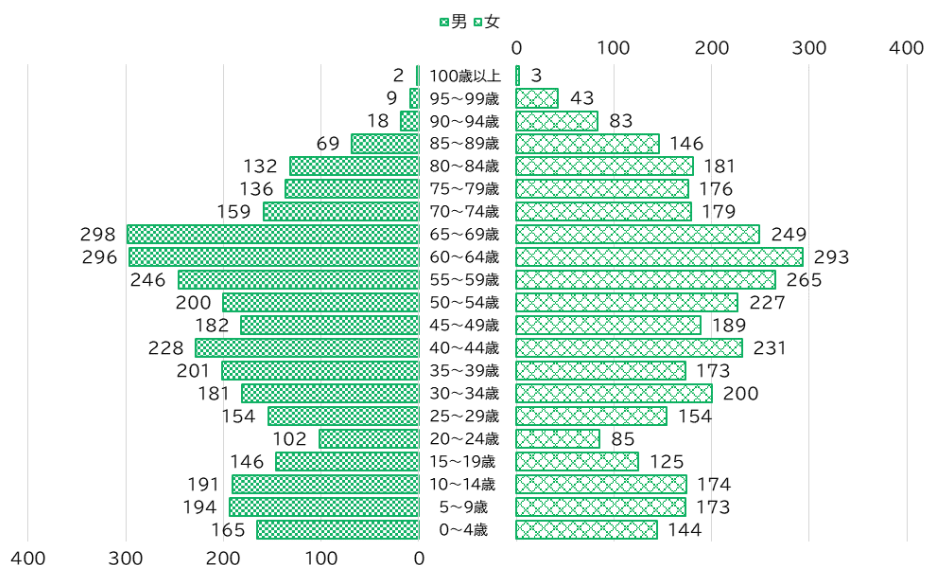
生産年齢人口の割合は年々減少しています。

#### 【人口の推移】



資料：国勢調査

#### 【人口ピラミッド】

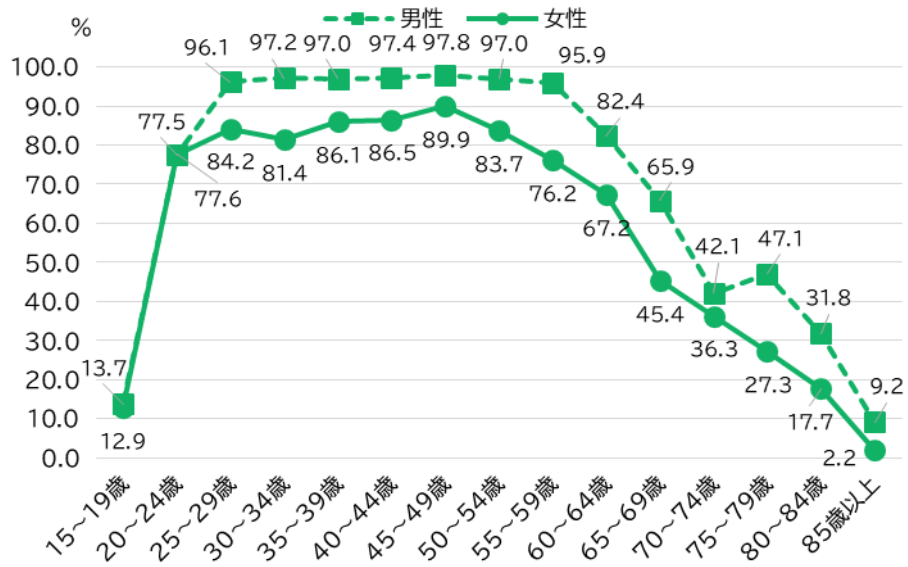


資料：国勢調査(2015年)

## ②就労の状況

本村の男女別の年齢階層別労働力率をみると、女性では20代後半から50代前半にかけての割合が8割を超え、男性では20代後半から50代後半にかけての割合が9割を超えています。

【西原村の性別5歳階級別労働力率】

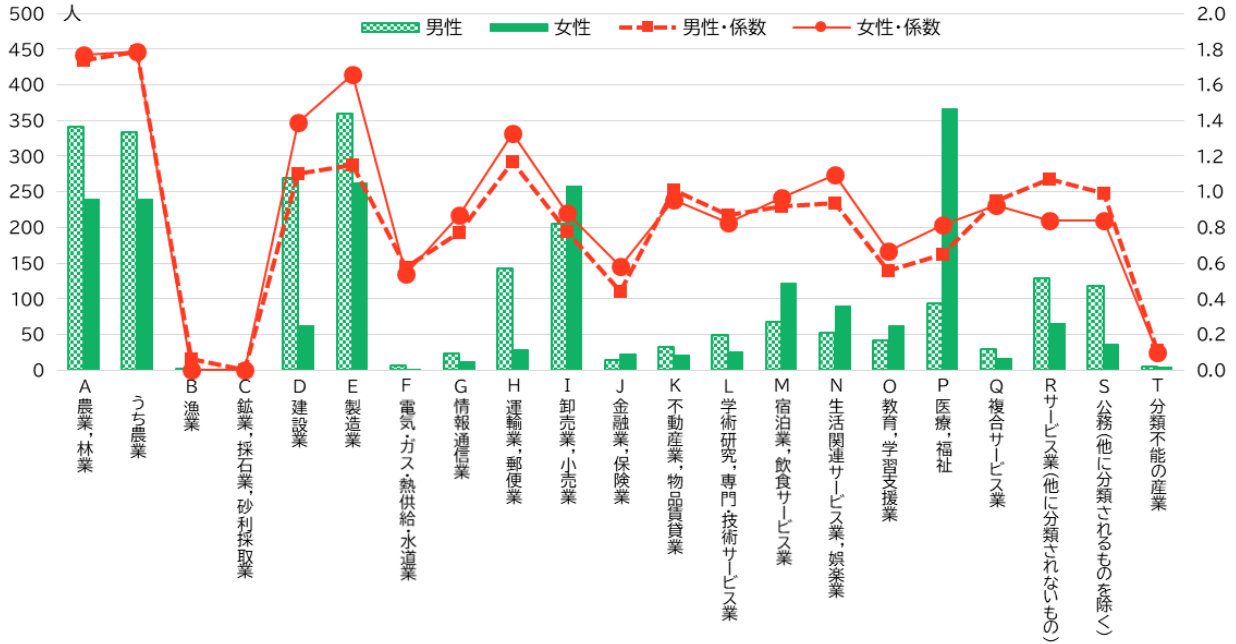


資料:国勢調査(2015年)

### ③男女別産業大分類就業率

本村の就業者数は、女性は医療・福祉、製造業、卸売業・小売業、農業の順に多く、男性は製造業、農業、建設業、卸売業・小売業の順に多い状況です。熊本県全体と比べ就業率が特に高い産業は農業で、本村の特徴といえます。

【西原村の男女別産業大分類就業者数】



産業(大分類)	西原村						熊本県						特化係数①/②		
	就業者数(人)			就業者比率(%)①			就業者数(人)			就業者比率(%)②					
	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性・係数	女性・係数	総数
A 農業、林業	342	240	582	17.2%	14.2%	15.8%	44,036	31,295	75,331	9.9%	8.0%	9.0%	1.7	1.8	1.8
うち農業	334	240	574	16.8%	14.2%	15.6%	41,805	30,923	72,728	9.4%	7.9%	8.7%	1.8	1.8	1.8
B 漁業	1	-	1	0.1%	-	0.0%	3,412	1,258	4,670	0.8%	0.3%	0.6%	0.1	-	0.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	311	49	360	0.1%	0.0%	0.0%	-	-	-
D 建設業	270	62	332	13.6%	3.7%	9.0%	54,679	10,291	64,970	12.3%	2.6%	7.8%	1.1	1.4	1.2
E 製造業	359	262	621	18.1%	15.5%	16.9%	69,877	36,384	106,261	15.7%	9.3%	12.7%	1.1	1.7	1.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7	1	8	0.4%	0.1%	0.2%	2,715	427	3,142	0.6%	0.1%	0.4%	0.6	0.5	0.6
G 情報通信業	24	12	36	1.2%	0.7%	1.0%	6,978	3,185	10,163	1.6%	0.8%	1.2%	0.8	0.9	0.8
H 運輸業、郵便業	143	28	171	7.2%	1.7%	4.6%	27,316	4,861	32,177	6.2%	1.2%	3.9%	1.2	1.3	1.2
I 卸売業、小売業	206	258	464	10.4%	15.2%	12.6%	59,234	67,284	126,518	13.3%	17.2%	15.2%	0.8	0.9	0.8
J 金融業、保険業	14	23	37	0.7%	1.4%	1.0%	7,038	9,100	16,138	1.6%	2.3%	1.9%	0.4	0.6	0.5
K 不動産業、物品賃貸業	32	21	53	1.6%	1.2%	1.4%	7,084	5,061	12,145	1.6%	1.3%	1.5%	1.0	1.0	1.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	49	26	75	2.5%	1.5%	2.0%	12,583	7,261	19,844	2.8%	1.9%	2.4%	0.9	0.8	0.9
M 宿泊業、飲食サービス業	68	122	190	3.4%	7.2%	5.2%	16,555	29,077	45,632	3.7%	7.4%	5.5%	0.9	1.0	0.9
N 生活関連サービス業、娯楽業	53	90	143	2.7%	5.3%	3.9%	12,636	18,966	31,602	2.8%	4.9%	3.8%	0.9	1.1	1.0
O 教育、学習支援業	42	62	104	2.1%	3.7%	2.8%	16,781	21,332	38,113	3.8%	5.5%	4.6%	0.6	0.7	0.6
P 医療、福祉	93	366	459	4.7%	21.6%	12.5%	31,923	103,548	135,471	7.2%	26.5%	16.2%	0.7	0.8	0.8
Q 複合サービス業	29	16	45	1.5%	0.9%	1.2%	6,826	3,998	10,824	1.5%	1.0%	1.3%	1.0	0.9	0.9
R サービス業(他に分類されないもの)	129	66	195	6.5%	3.9%	5.3%	26,899	18,144	45,043	6.1%	4.6%	5.4%	1.1	0.8	1.0
S 公務(他に分類されるものを除く)	118	36	154	5.9%	2.1%	4.2%	26,583	9,848	36,431	6.0%	2.5%	4.4%	1.0	0.8	1.0
T 分類不能の産業	5	4	9	0.3%	0.2%	0.2%	10,261	9,161	19,422	2.3%	2.3%	2.3%	0.1	0.1	0.1
合計	1,984	1,695	3,679	100.0%	100.0%	100.0%	443,727	390,530	834,257	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
労働力人口	2,060	1,742	3,802	-	-	-	469,012	404,804	873,816	-	-	-	-	-	-
総人口	3,309	3,493	6,802	-	-	-	841,046	945,124	1,786,170	-	-	-	-	-	-

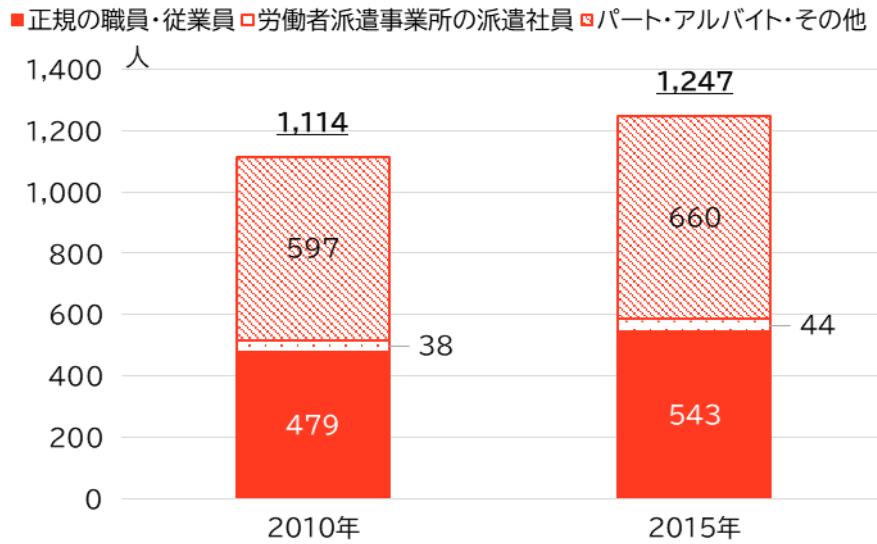
資料：国勢調査(2015年)



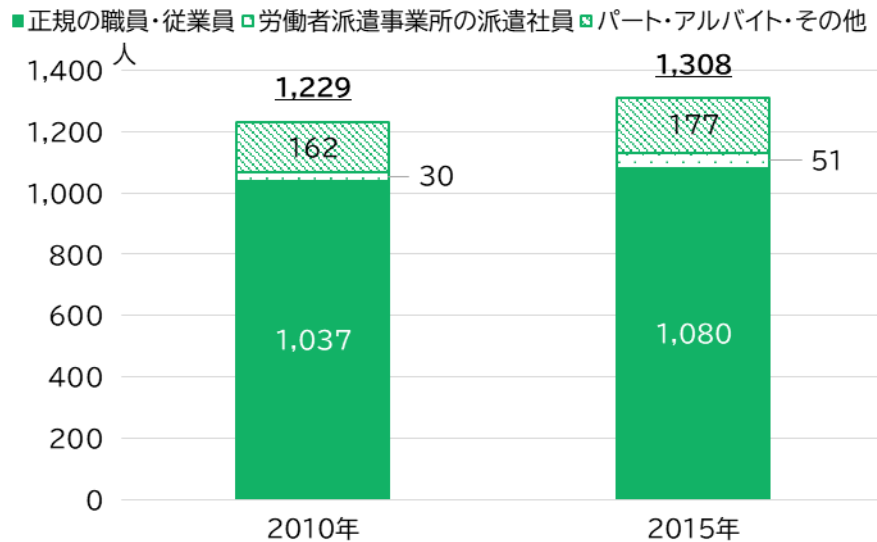
#### ④男女の就労（就業）形態

平成27年（2015年）の就労形態にみると、女性はパートやアルバイトが52.9%と半数以上を占めています。一方で、男性は正規の職員・従業員が82.6%と8割以上を占めており、男女の就労形態に違いがみられます。

##### 【女性の就労（就業）形態】



##### 【男性の就労（就業）形態】

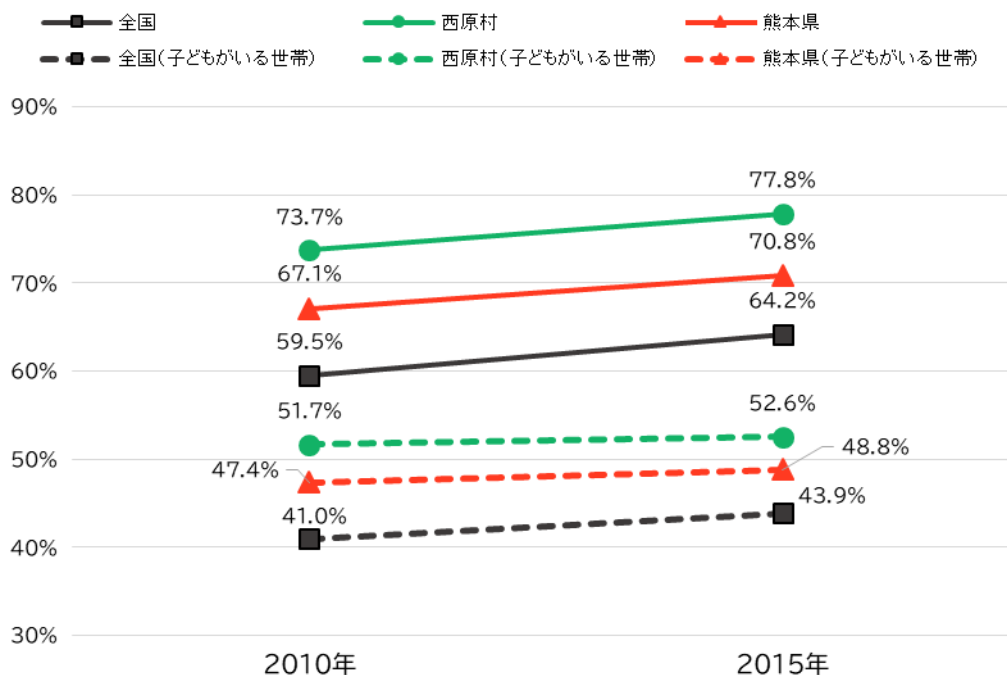


資料：国勢調査

### ⑤共働き世帯の割合の推移

本村の共働き世帯の割合は、全国および熊本県と比べて高くなっています。また、本村の子どもがいる世帯の共働き世帯の割合についても全国及び熊本県と比べて高くなっています。

【共働き世帯の割合の推移】



資料:国勢調査



## 2. 男女共同参画に関する村民意識調査の結果

### 【調査の概要】

本調査は、西原村の男女共同参画に関する市民の意識や実態の変化を分析し、現状とこれからの取り組む課題を把握することにより、男女共同参画計画を見直すための基礎資料として活用し、今後の男女共同参画を効果的に推進することを目的とし実施するものです。

### 調査項目

- (1) 回答者について
- (2) 男女平等について
- (3) 家庭生活全般について
- (4) 子育て・教育について
- (5) 女性の社会参画について
- (6) 仕事、家庭、地域活動等の両立について
- (7) 配偶者などからの暴力について
- (8) 男女間または同性間のセクハラについて
- (9) 人権の尊重について
- (10) メディアにおける性や暴力表現に関する意識について
- (11) 男女共同参画に関するご意見やご要望
- (12) 熊本地震や復興関連について

### 調査設計

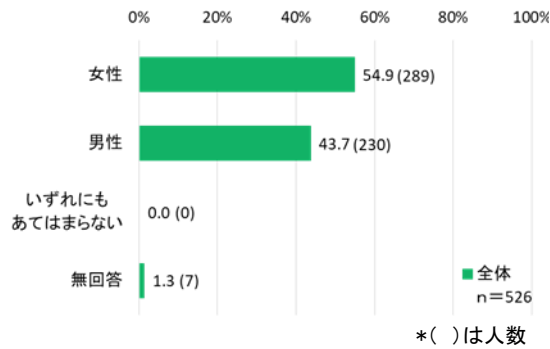
調査対象地域	: 西原村内全域
調査対象	: 村内に在住する 18 歳以上の男女 1,500 人
調査対象者の抽出方法	: 住民基本台帳から無作為抽出
有効回収率	: 35.1% (回収数 526 票)
調査方法	: 郵送による配布、回収
調査期間	: 令和 3 年 (2021 年) 9 月 14 日 (月) から 令和 3 年 (2021 年) 9 月 30 日 (木)

### 留意事項

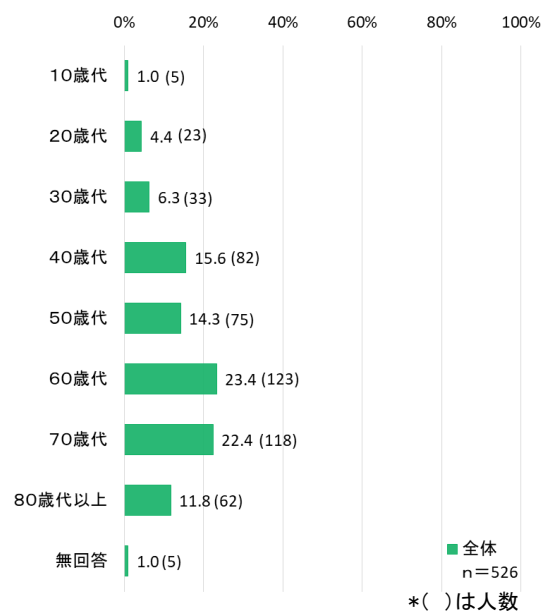
- ・文章や表、グラフ中の回答割合 (相対度数) は百分比のポイント以下 2 位を四捨五入しているの  
で、合計は必ずしも 100%にならないことがある。
- ・2 つ以上の回答を求めた (複数回答) 質問の場合、その回答割合の合計は原則として 100%を超  
える。
- ・数表等に記載された「n」は、回答割合算出上の基数 (回答数) を示している。
- ・グラフ内に記載された ( ) 内の数値は、実数 (人) を示している。

## (1)回答者について

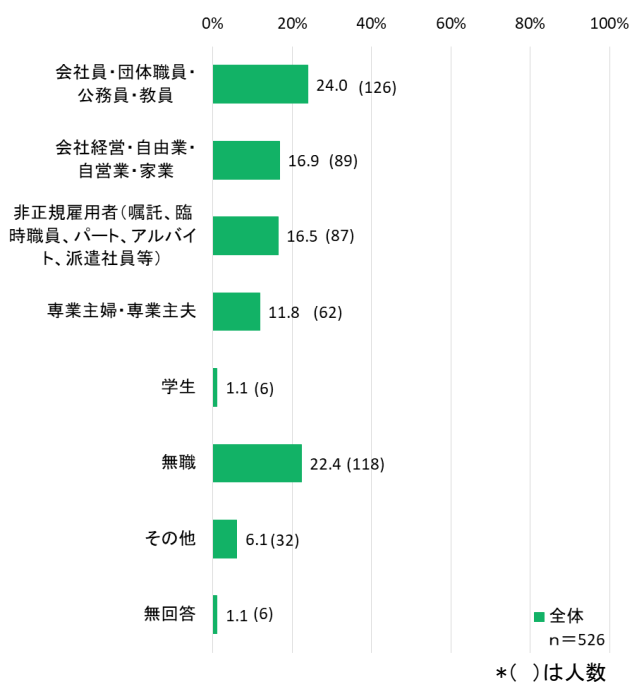
### ○性別の構成



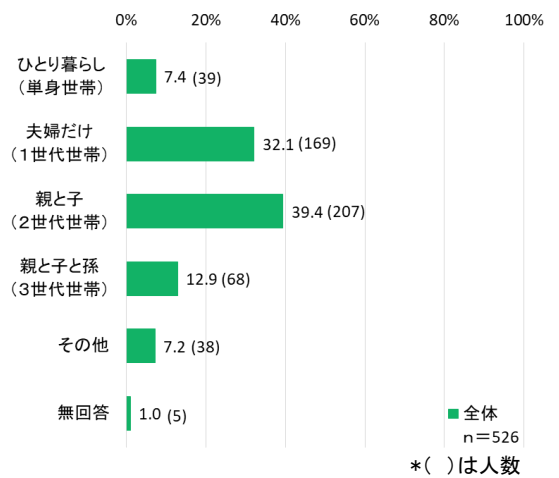
### ○年齢の構成



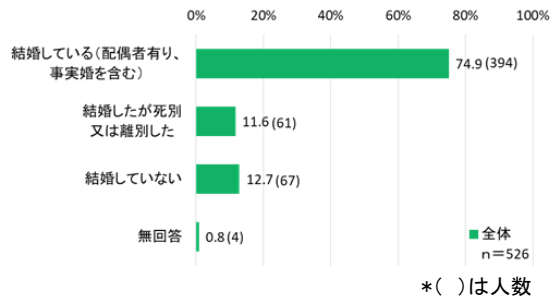
### ○職業の構成



### ○世帯構成



### ○婚姻の有無



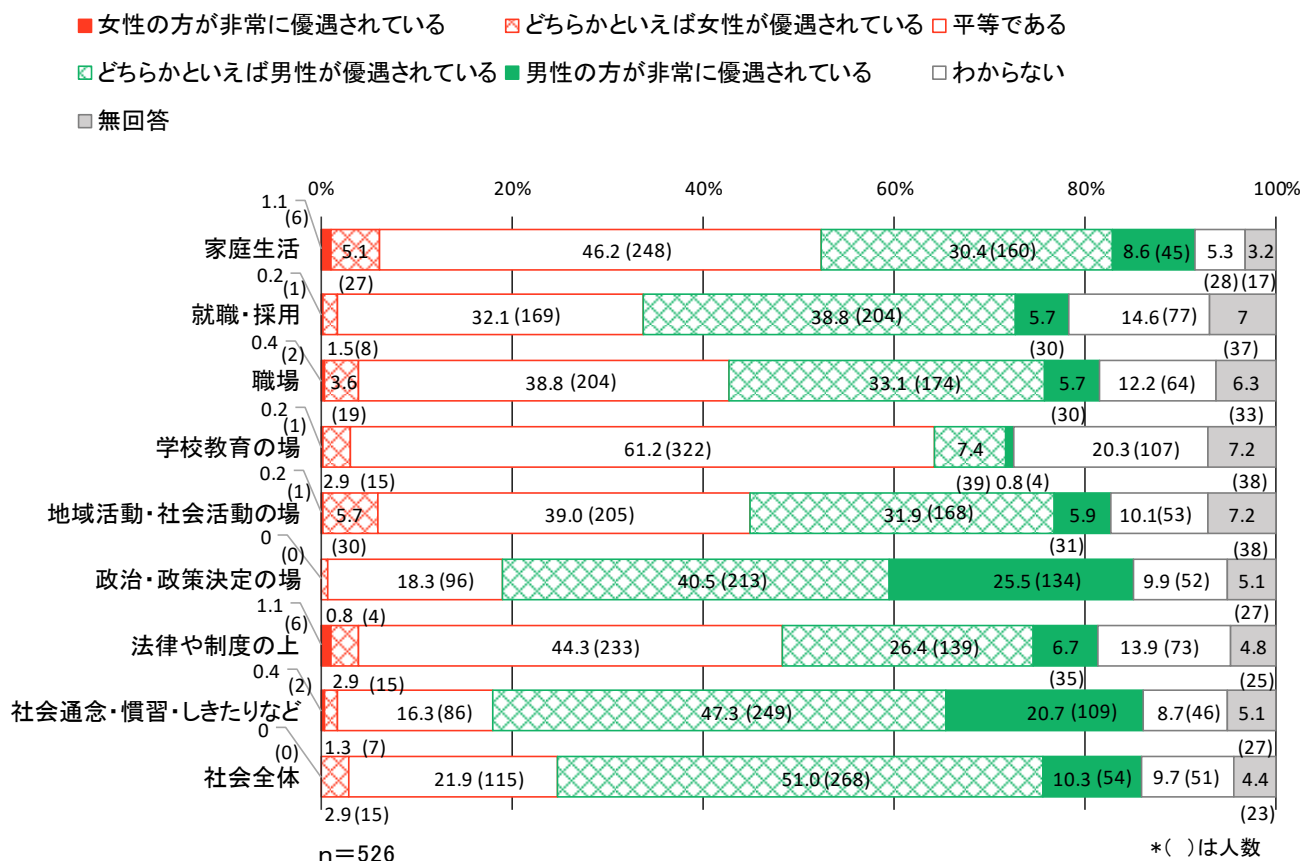
## (2)男女平等について

### ○男女平等に関する意識は、すべての項目で男性優遇感が高い

「家庭生活」「学校教育の場」「地域活動・社会活動の場」「政治・政策決定の場」「法律や制度の上」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」の9つの分野について、男女平等に関する意識を聞いた。「平等である」との回答が最も多い項目は「学校教育の場」の61.2%となっており、これに「家庭生活」の46.2%が続いている。また、すべての項目で『男性優遇感』（「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が高い割合となっており、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」（68.0%）、「政治・政策決定の場」（66.0%）、「社会全体」（61.3%）で高くなっている。

#### 【性別】

性別にみると、男性はいずれの分野でも「平等である」と考える人の割合が女性に比べて高い。特に男女差の大きい分野は、「家庭生活」（女性39.8%、男性54.8%）、「地域活動・社会活動の場」（女性32.2%、男性47.8%）、「職場」（女性34.6%、男性45.2%）、「法律や制度の上」（女性39.8%、男性50.4%）と大きくなっている。



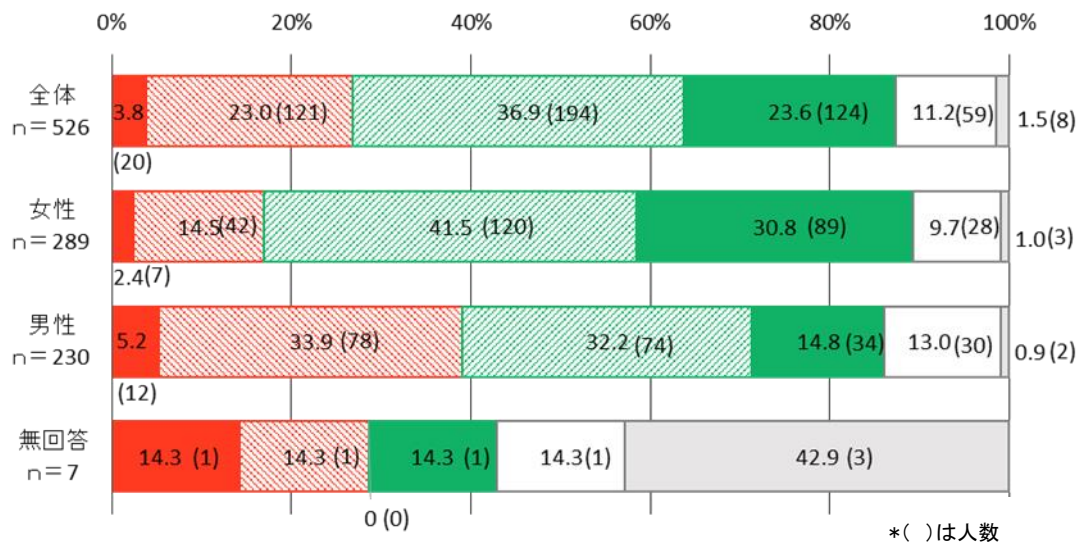
### ○性別による固定的役割分担については、否定的意見が全体の6割

全体での結果をみると、「どちらかといえば反対である」の36.9%が最も多く、これに「反対である」の23.6%、「どちらかといえば賛成である」の23.0%が続いている。「反対である」と「どちらかといえば反対である」を合わせた『反対』は60.5%と6割を超えており、「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」を合わせた『賛成』は26.8%となっている。

#### 【性別】

性別にみると、男女いずれも『反対』(女性72.3%、男性47.0%)が多くなっているが、男性に比べ女性でその割合が高くなっている。

■ 賛成である ■ どちらかといえば賛成である ■ どちらかといえば反対である ■ 反対である □ わからない □ 無回答



### (3)家庭生活について

#### ○家事に費やす時間は、女性は3時間以上、男性は全くしていないが最多で、平日・休日で同様の傾向

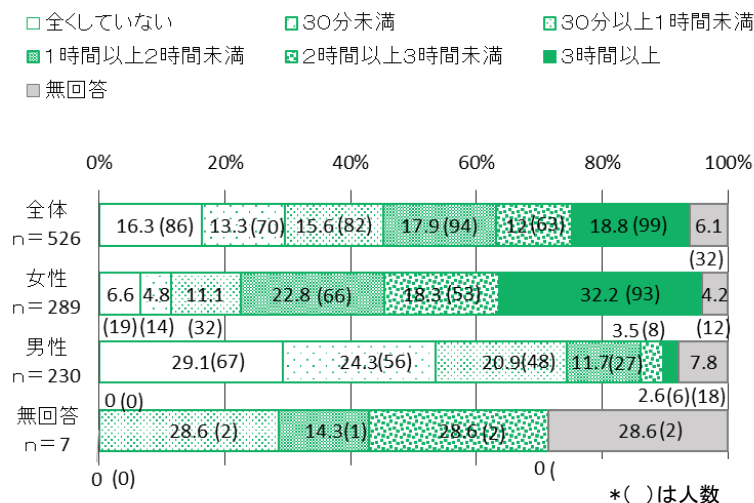
平日・休日の家事に費やす時間について聞いた。

全体の結果は、平日では「3時間以上」(18.8%)が最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」(17.9%)、「全くしていない」(16.3%)、「30分以上1時間未満」(15.6%)が続いている。休日では「3時間以上」(21.3%)が最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」(19.8%)、「30分以上1時間未満」(14.1%)、「全くしていない」(13.5%)が続いている。

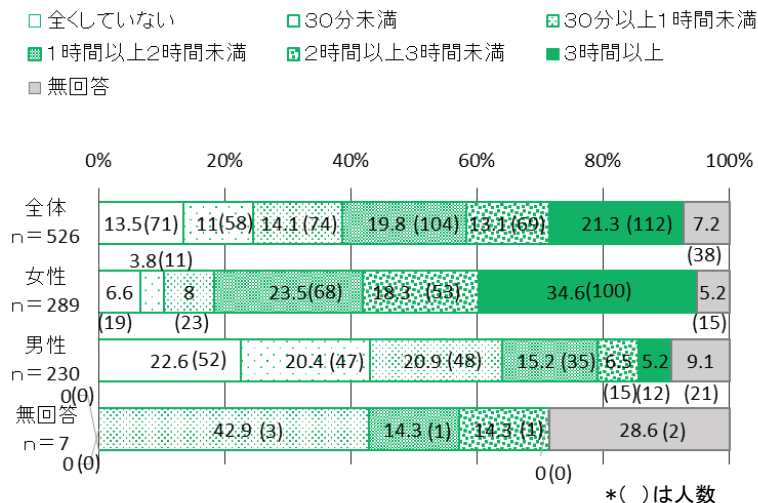
#### 【性別】

性別にみると、女性では「3時間以上」の割合が最も多く、平日・休日ともに3割を超えている。男性では「全くしない」の割合が最も高く2割を超えている。

#### <平日>



#### <休日>



#### (4)子育て・教育について

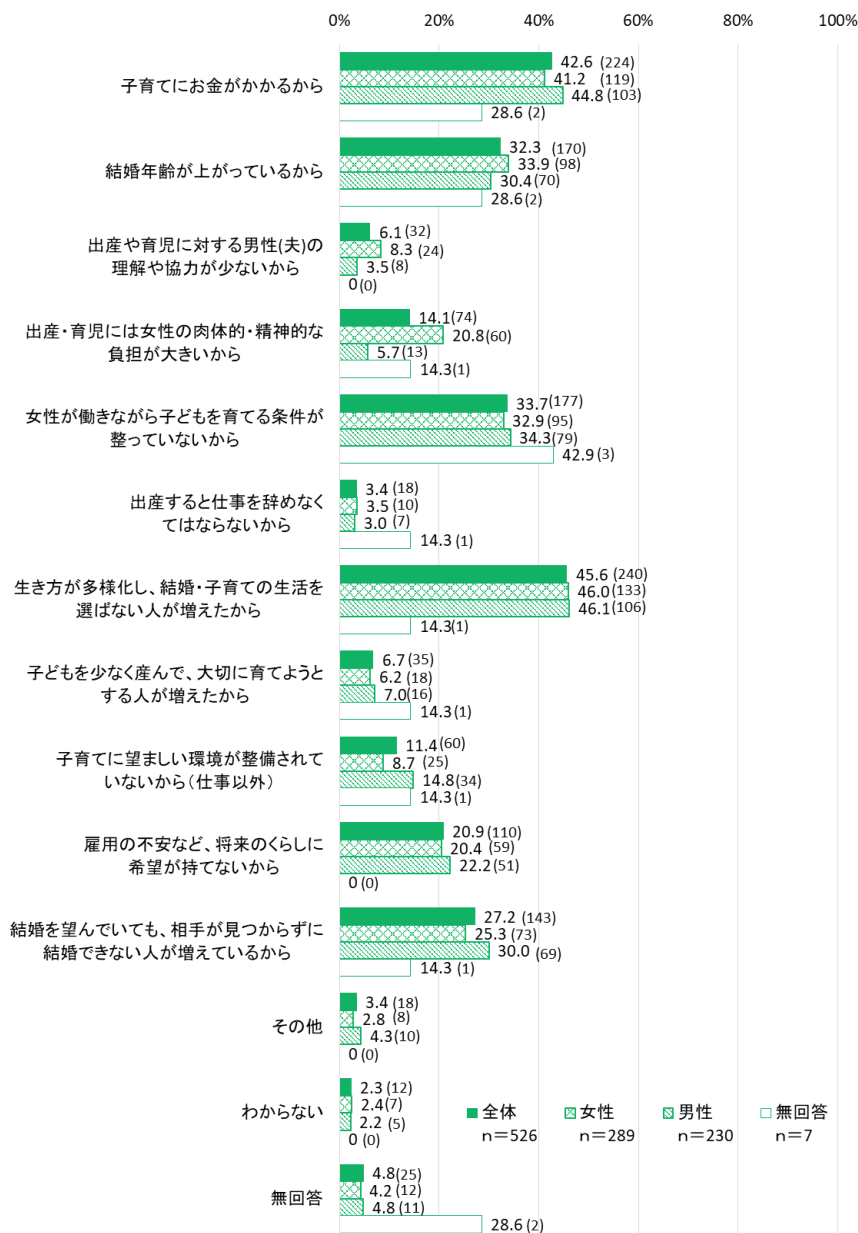
##### ○子どもの数が減少傾向にある理由は「生き方の多様化」「子育てにお金がかかる」など

子どもの数が減少傾向にある理由をあげてもらった。

全体の結果は「生き方が多様化し、結婚・子育ての生活を選ばない人が増えたから」(45.6%)が最も多く、次いで「子育てにお金がかかるから」(42.6%)、「女性が働きながら子どもを育てる条件が整っていないから」(33.7%)、「結婚年齢が上がっているから」(32.3%)、「結婚を望んでいても、相手が見つからずに結婚できない人が増えているから」(27.2%)、「雇用の不安など、将来の暮らしに希望が持てないから」(20.9%)が続いている。

##### 【性別】

性別にみると、「出産・育児には女性の肉体的・精神的な負担が大きいから」では男性に比べ女性の割合が高く、男性では「子育てに望ましい環境が整備されていないから(仕事以外)」の割合が高くなっている。



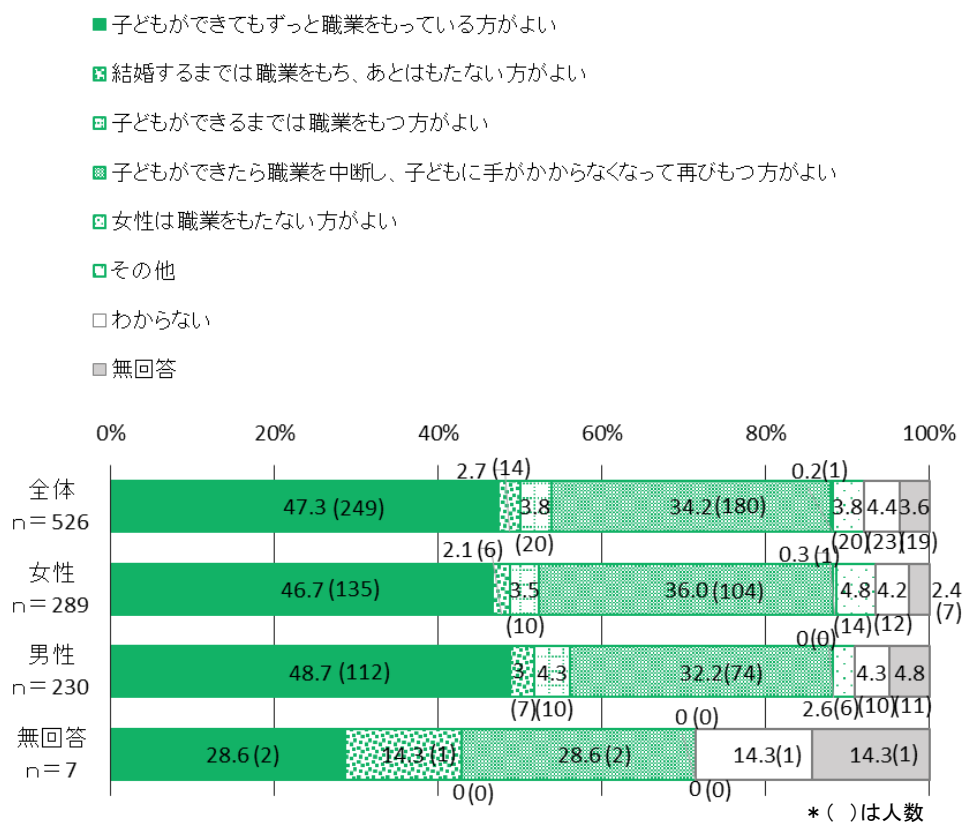
\* ( )は人数



### (5)女性の社会参画について

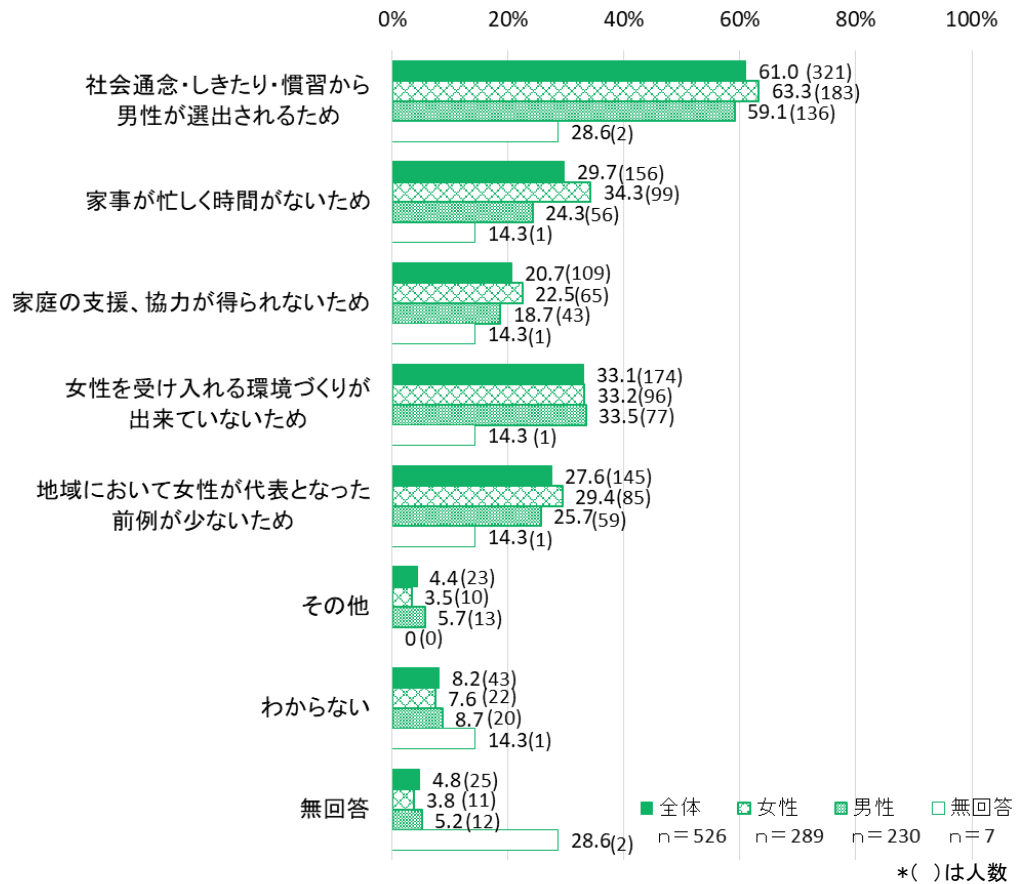
#### ○女性が仕事を持つことについては「子どもができて、ずっと職業をもっている方がよい」が4割強

全体では、「子どもができて、ずっと職業をもっている方がよい」(47.3%)との回答が最も多く、次いで「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」(34.2%)がこれに続いている。性別にみても同様の傾向がみられる。



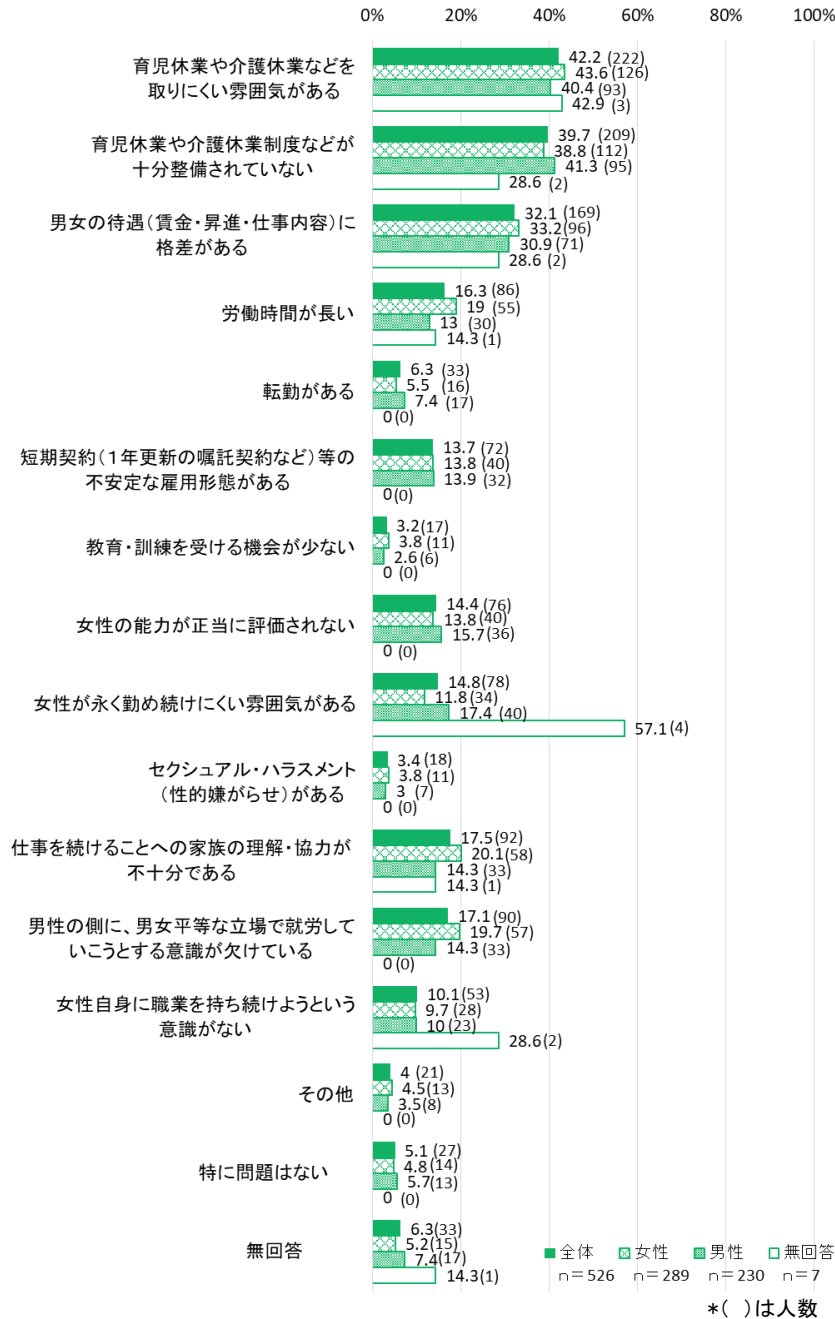
## ○企画立案・決定の場に女性が少ない原因は「社会通念・しきたり・慣習」が6割

企画立案・決定の場に女性が少ない原因としては、「社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されるため」(61.0%)との回答が最も多く、次いで「女性を受け入れる環境づくりが出来ていないため」(33.1%)、「家事が忙しく時間がないため」(29.7%)が続いている。



○女性が仕事をもち続けるうえでの問題は、「育休などを取りにくい雰囲気」「制度整備が十分でない」など

全体では「育児休業や介護休業などを取りにくい雰囲気がある」(42.2%)が最も多く、これに「育児休業や介護休業制度などが十分整備されていない」(39.7%)が続いており、育児・介護支援制度に関する問題が上位を占めている。以下、「男女の待遇(賃金・昇進・仕事内容)に格差がある」(32.1%)、「仕事を続けることへの家族の理解・協力が不十分である」(17.5%)、「男性の側に、男女平等な立場で就労していこうとする意識が欠けている」(17.1%)など、就労条件や理解意識に関する回答が続いている。

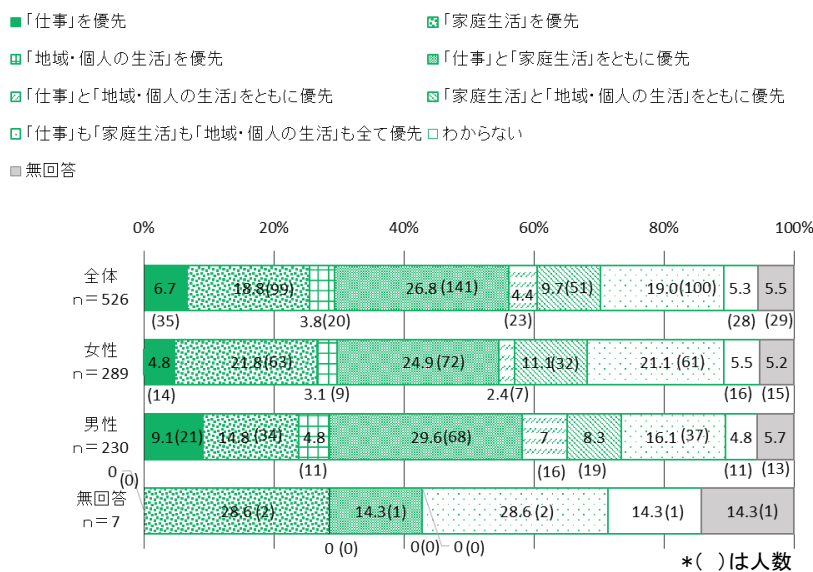


## (6) 仕事、家庭、地域活動等の両立について

○仕事、家庭、地域活動等の両立に関する希望と実態は、希望・現実ともに「仕事と家庭生活をともに優先」が最多だが、「仕事を優先」で希望と現実の差が大きい

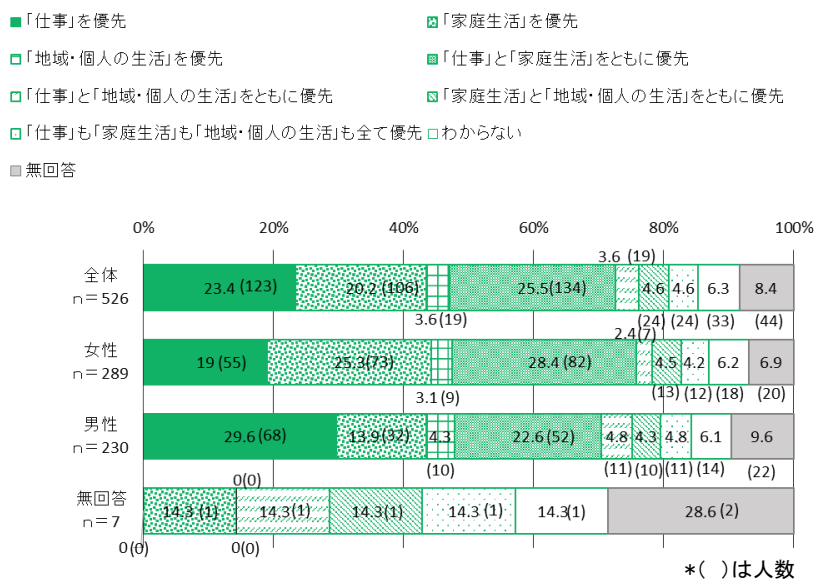
### ①希望

全体では、「仕事と家庭生活をともに優先」(26.8%)が最も多く、次いで「仕事も家庭生活も地域・個人の生活も全て優先」(19.0%)、「家庭生活を優先」(18.8%)、「家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」(9.7%)が続いている。



### ②現実 (現状)

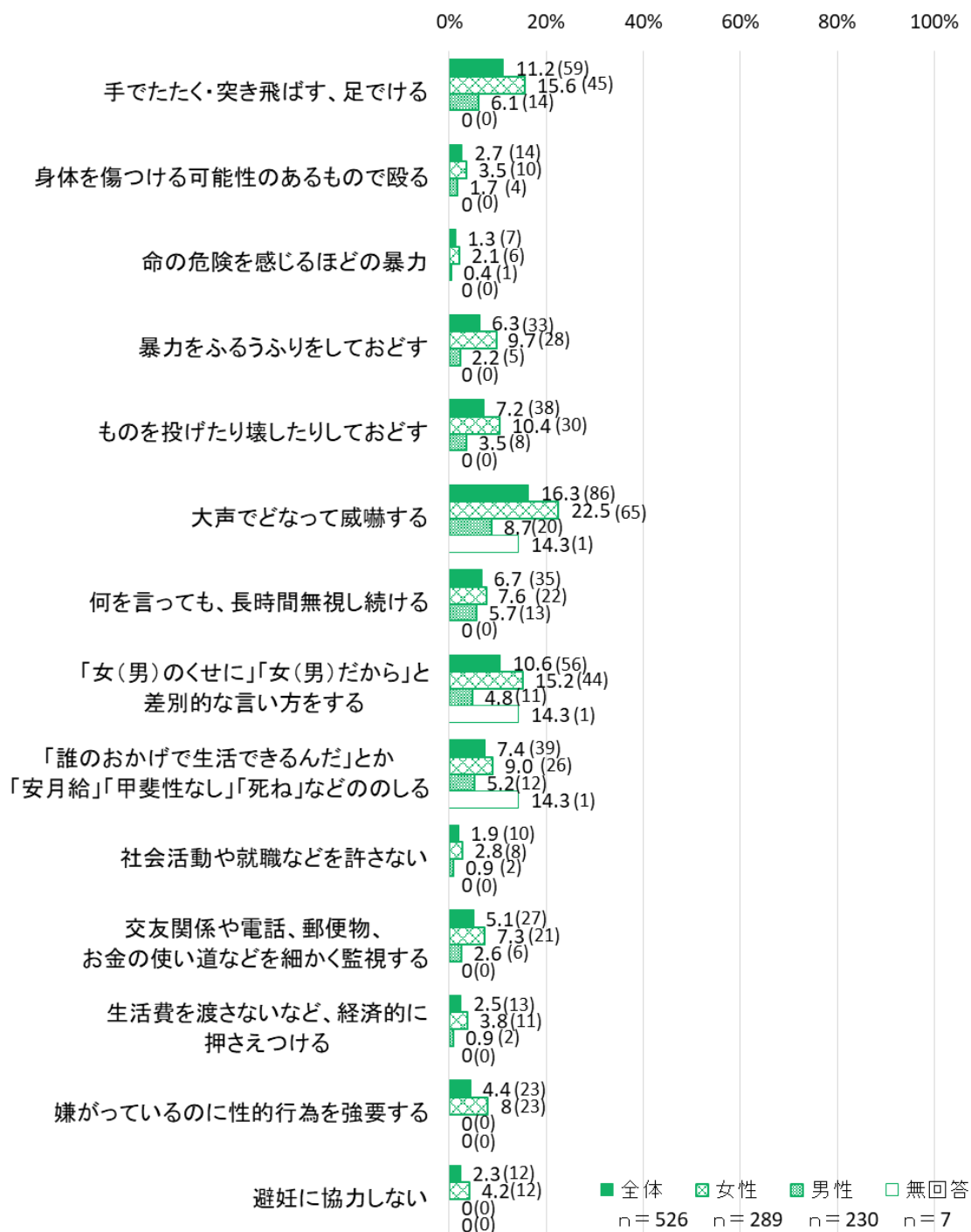
全体では、「仕事と家庭生活をともに優先」(25.5%)が最も多く、次いで「仕事を優先」(23.4%)、「家庭生活を優先」(20.2%)が続いている。



### (7)配偶者などからの暴力について

ODVIに関する被害経験は「手でたたく・突き飛ばす、足でける」「大声でどなって威嚇する」「女(男)のくせに、女(男)だからと差別的な言い方をする」が全体で1割以上

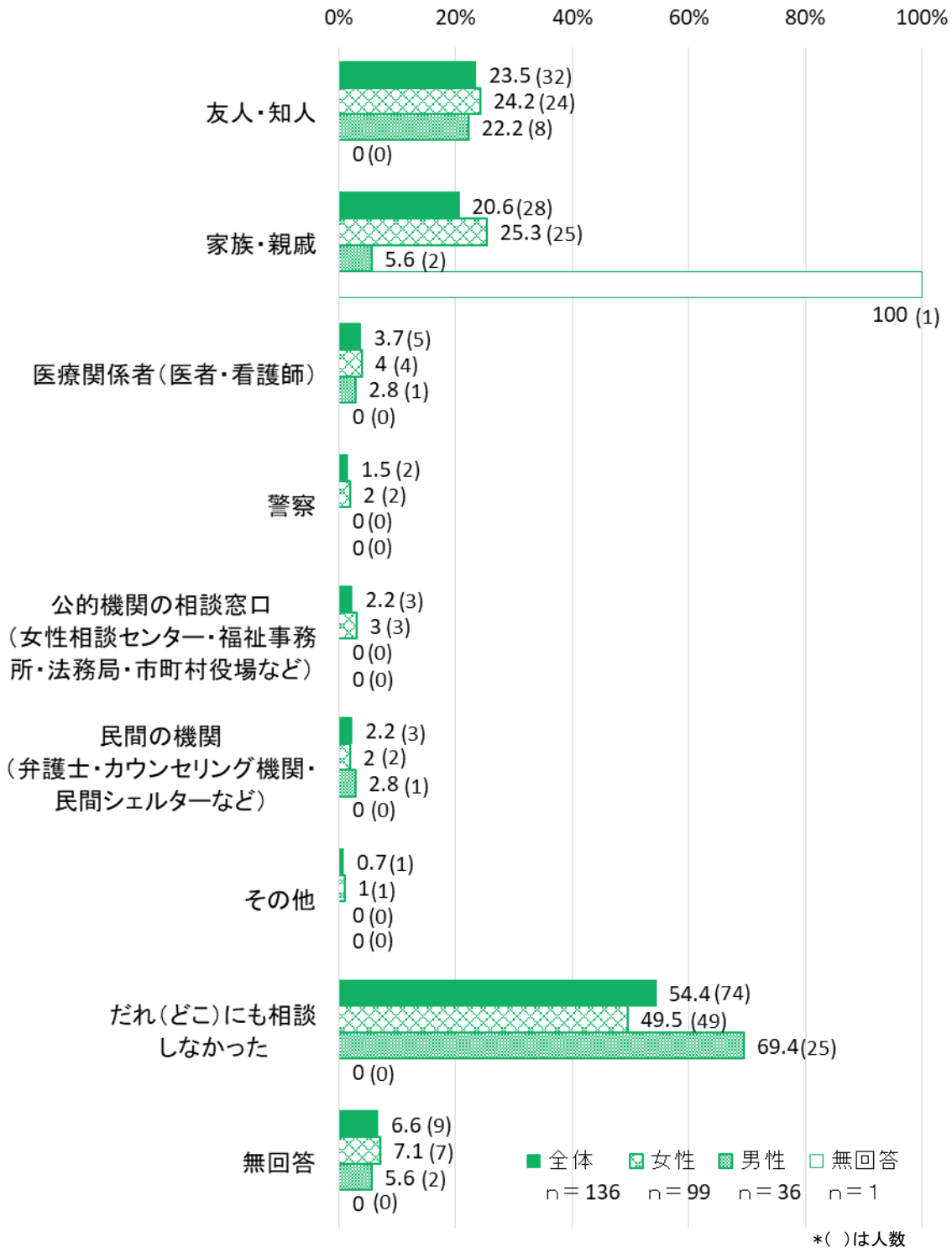
全体では「手でたたく・突き飛ばす、足でける」(11.2%)、「大声でどなって威嚇する」(16.3%)、「女(男)のくせに、女(男)だからと差別的な言い方をする」(10.6%)では被害経験で1割以上の回答となっている。また、すべての項目で、女性の被害経験の割合が高くなっている。



\*( )は人数

## ODVを受けた際の対応は「だれ(どこ)にも相談しなかった」が最多

1つでも被害経験のあった人(136人)を対象に対応の内容を質問した。結果は、「だれ(どこ)にも相談しなかった」(54.4%)が最も多く、次いで「友人・知人」(23.5%)、「家族・親戚」(20.6%)が続いている。



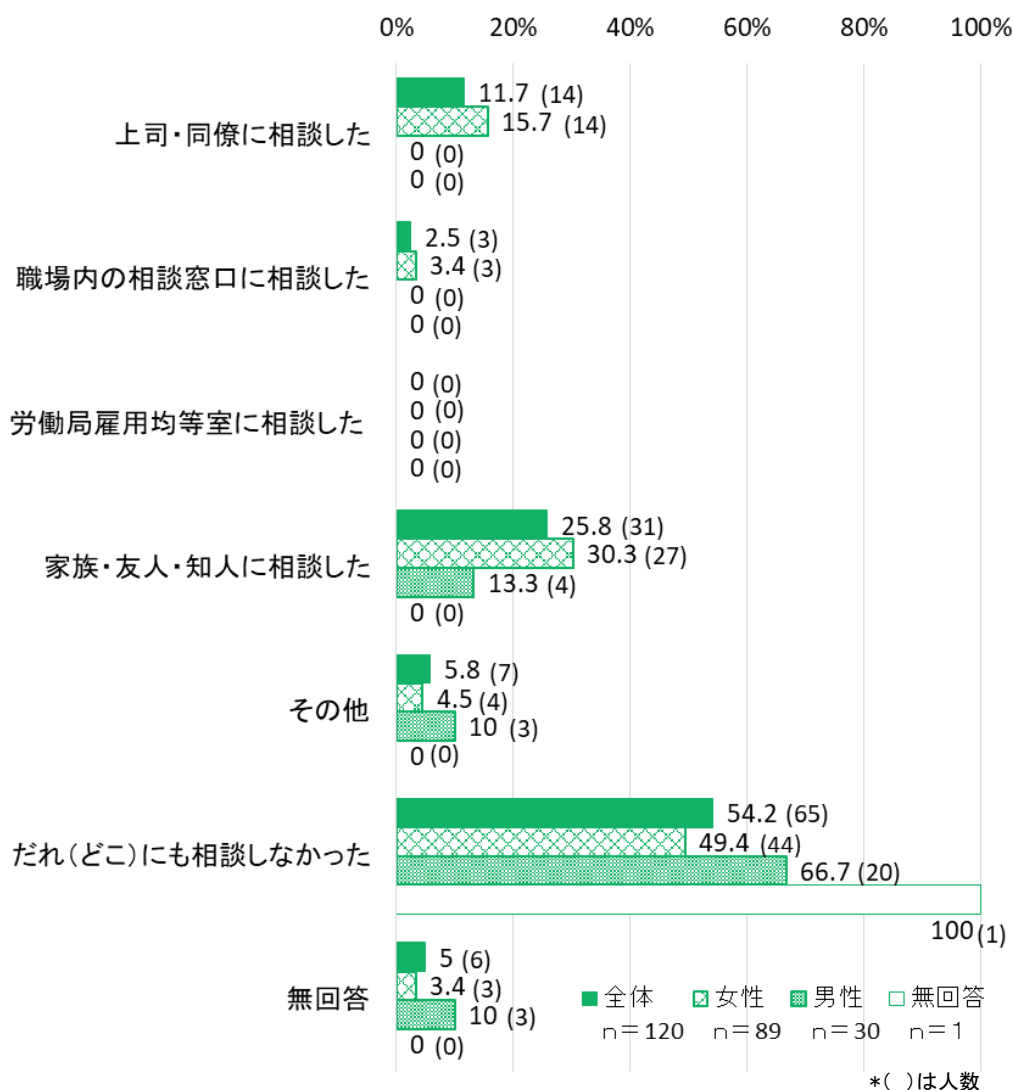
## (8)男女間または同性間のセクハラについて

### ○セクハラ被害・加害経験

全体では「まったくない」との回答が最も多くなっているが、「男のくせに…、女のくせに…など差別的な言葉を使う」「性的な冗談や質問、冷やかしの言葉を言う」では、「見たり聞いたりしたことがある」との回答が20%台となっている。「男のくせに…、女のくせに…など差別的な言葉を使う」「結婚はまだ、子どもはまだ、としつこく言う」「性的な冗談や質問、冷やかしの言葉を言う」「接待や宴会で、酌やデュエット、ダンスを強要する」「触る、抱きつく、しつこく付きまとう」では、女性の被害経験者が10%以上となっている。

### ○セクハラを受けた際の対応は「だれ(どこ)にも相談しなかった」が最多

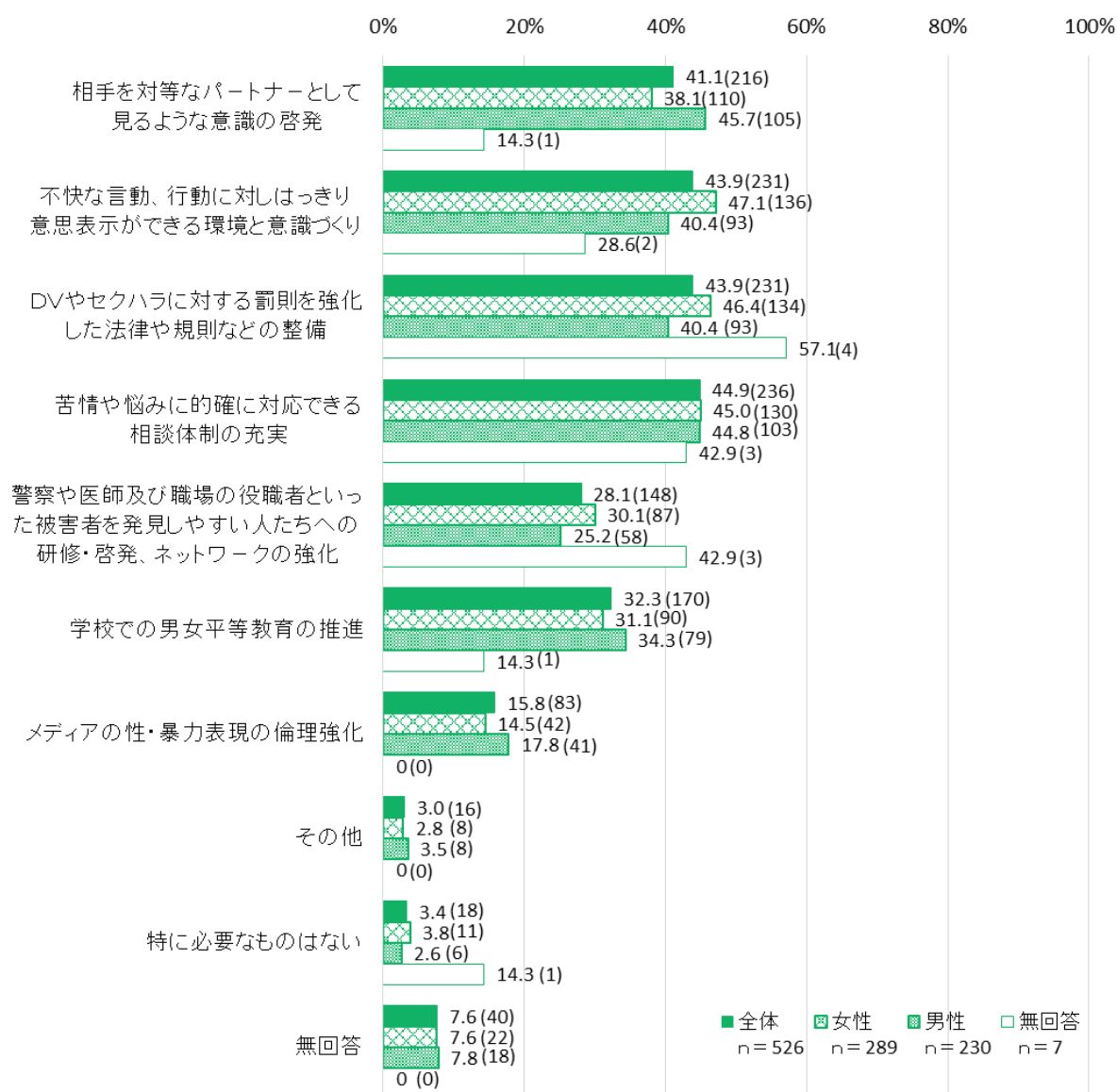
1つでも被害経験のあった人(120人)に相談の状況を質問した。結果をみると、「だれ(どこ)にも相談しなかった」(54.2%)との回答が最も多く、次いで「家族・友人・知人に相談した」(25.8%)、「上司・同僚に相談した」(11.7%)が続いている。



## (9)人権の尊重について

○人権侵害をあらゆる分野からなくすために必要なことは「苦情や悩みに的確に対応できる相談体制の充実」「不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり」「DVやセクハラに対する罰則を強化した法律や規則などの整備」など

ドメスティックバイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメントをなくすための方策をたずねたところ、「苦情や悩みに的確に対応できる相談体制の充実」（44.9％）との回答が最も多く、次いで「不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり」（43.9％）、「DVやセクハラに対する罰則を強化した法律や規則などの整備」（43.9％）、「相手を対等なパートナーとして見るような意識の啓発」（41.1％）、「学校での男女平等教育の推進」（32.3％）が続いている。



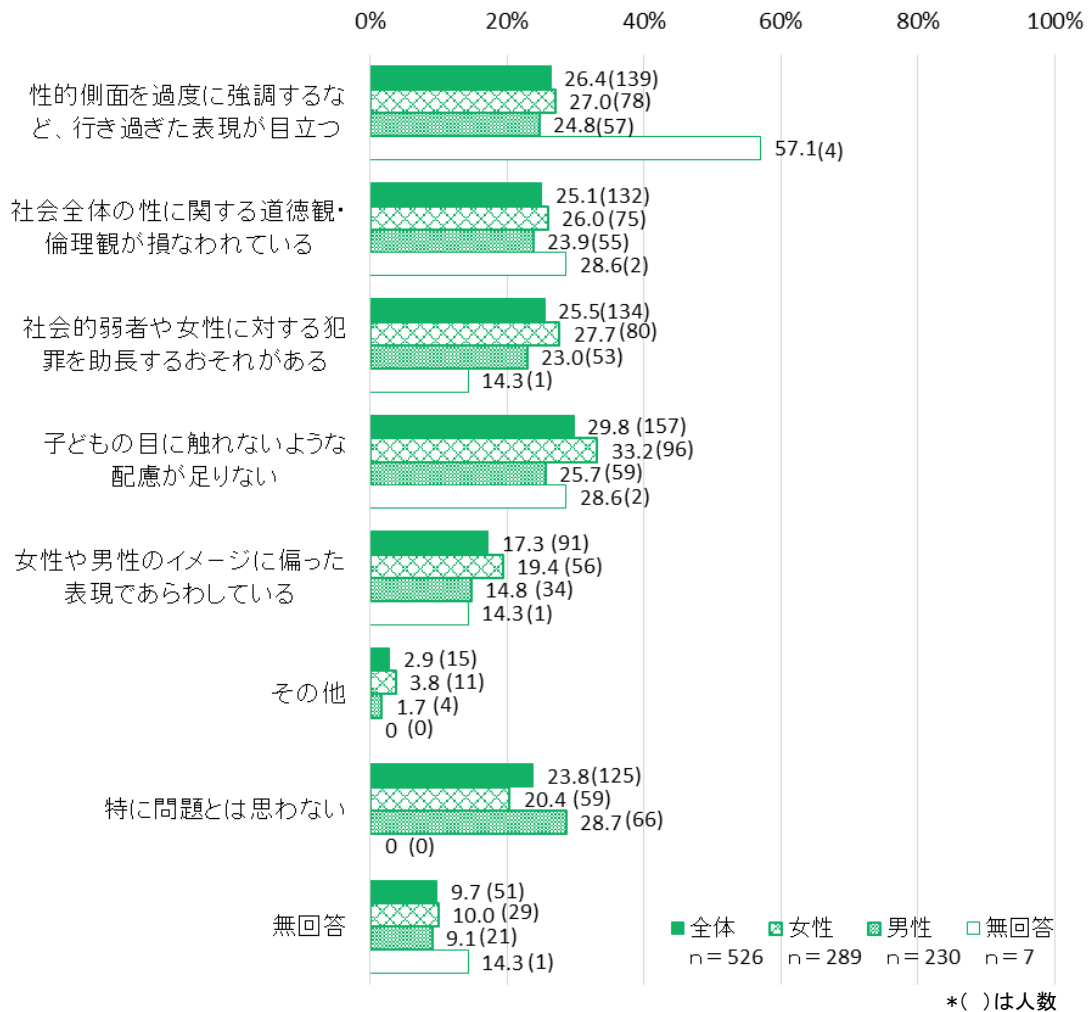
\* ( )は人数



(10)メディアにおける性や暴力表現に関する意識について

○メディアにおける性や暴力表現に関する意識については、「配慮が足りない」「行き過ぎた表現が目立つ」「犯罪を助長するおそれがある」「道徳観・倫理観が損なわれている」が2割強

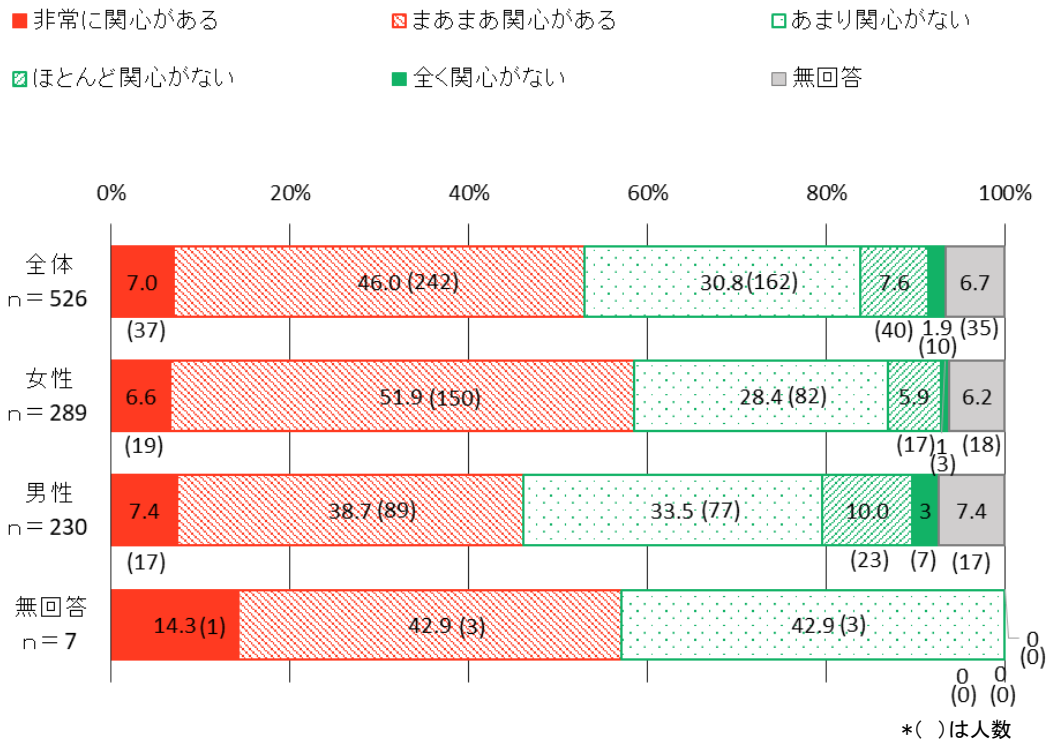
メディアにおける性や暴力表現に対する意識をみると、「子どもの目に触れないような配慮が足りない」(29.8%)が最も多く、次いで、「性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」(26.4%)、「社会的弱者や女性に対する犯罪を助長するおそれがある」(25.5%)、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」(25.1%)が続いている。



(11)男女共同参画に関するご意見やご要望

○男女平等や男女共同参画をテーマにする話題への関心は、関心のある人が5割

男女平等や男女共同参画をテーマにする話題への関心については、「まあまあ関心がある」が46.0%で最も多く、次いで「あまり関心がない」(30.8%)、「ほとんど関心がない」(7.6%)、「非常に関心がある」(7.0%)、「まったく関心がない」(1.9%)となっている。『関心がある』(「非常に関心がある」+「まあまあ関心がある」)の割合は、全体の53.0%を占めている。



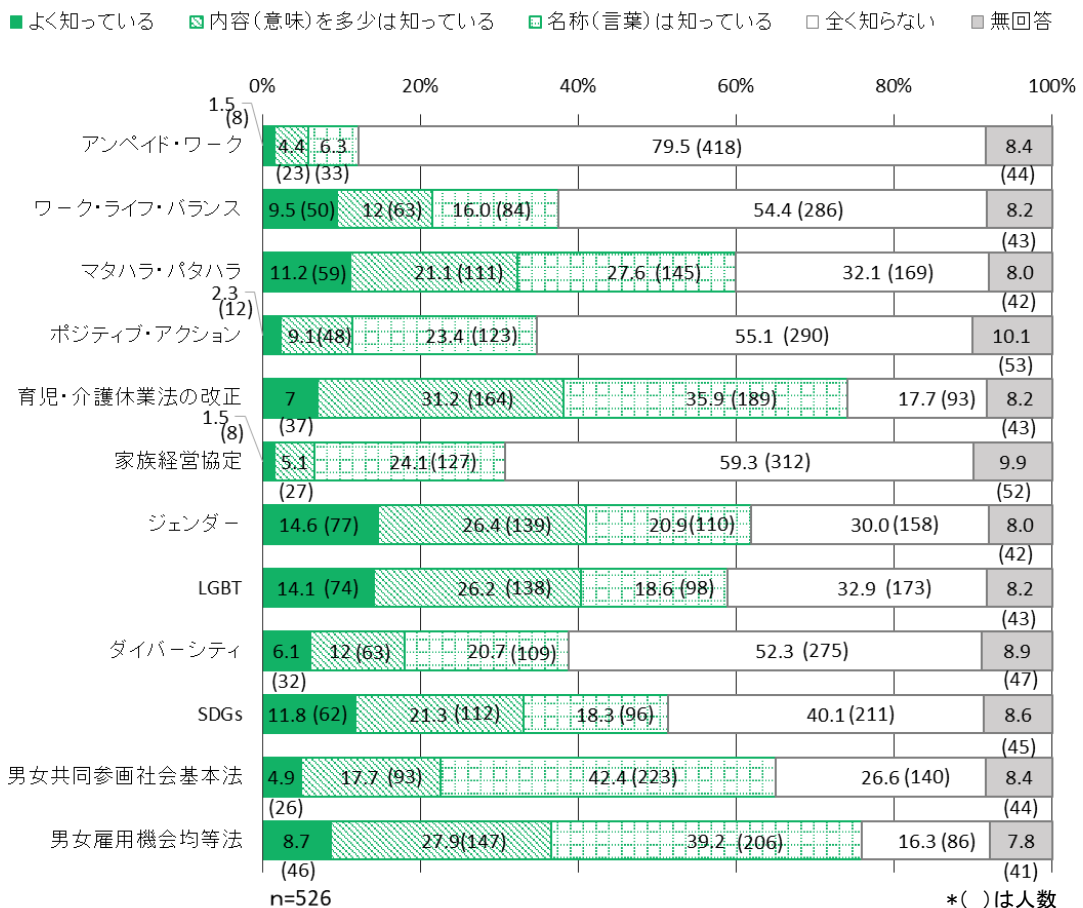
## ○男女共同参画に関する用語の認知度

男女共同参画に関する用語について12項目の認知度をたずねた。

『認知度』（「よく知っている」+「内容（意味）を多少は知っている」+「名称（言葉）は知っている」）をみると、「男女雇用機会均等法」が75.8%で最も高く、これに次ぐ「育児・介護休業法の改正」（74.1%）、「男女共同参画社会基本法」（65.0%）、「ジェンダー」（61.9%）、「マタハラ・パタハラ」（59.9%）、「LGBT」（58.9%）、「SDGs」（51.4%）では、いずれも過半数の回答を得ている。一方、認知度が低いもの（「全く知らない」）では、「アンペイド・ワーク」（79.5%）、「家族経営協定」（59.3%）、「ポジティブ・アクション」（55.1%）、「ワーク・ライフ・バランス」（54.4%）となっている。

### 【性別】

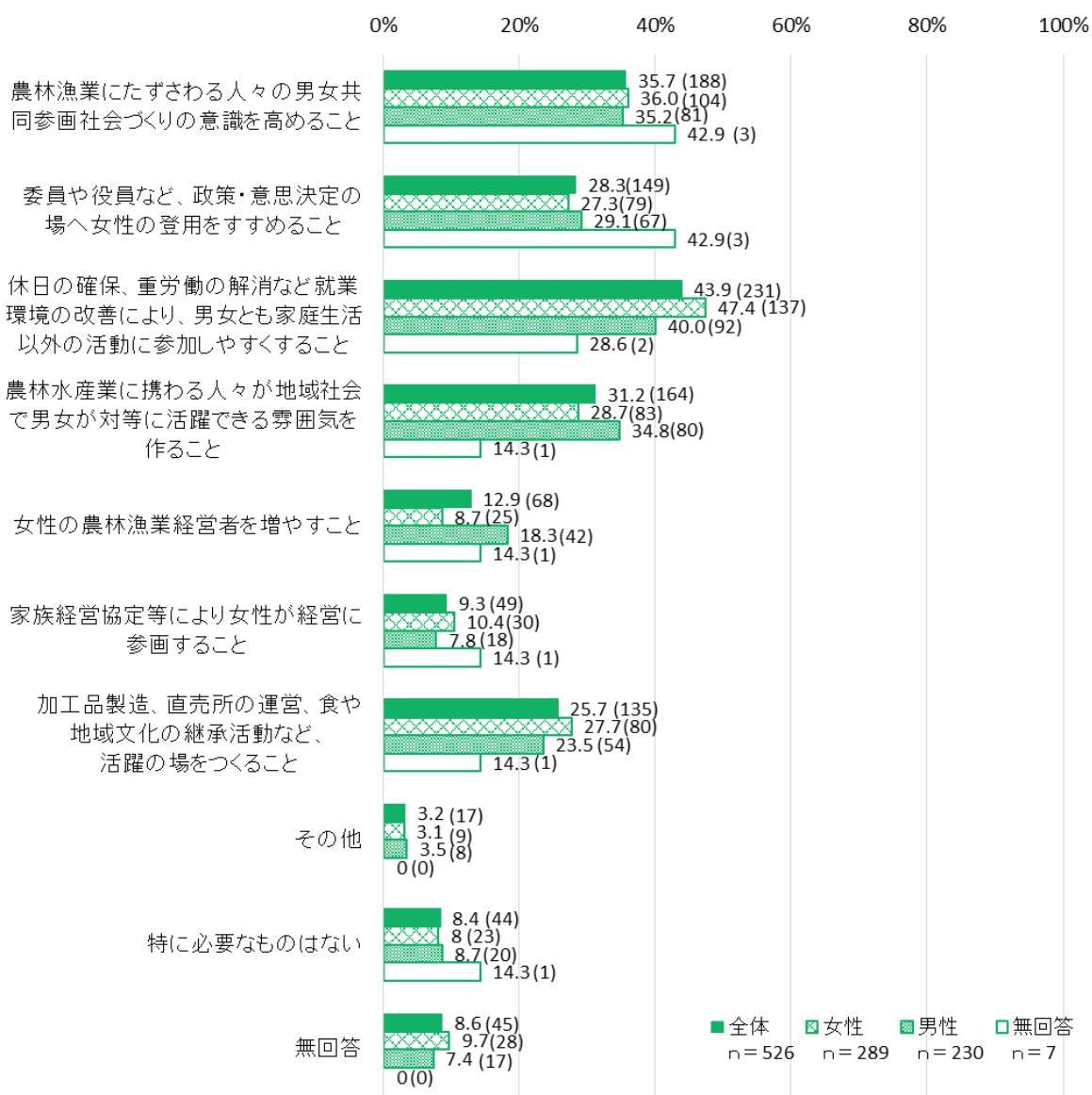
性別にみると、全体に女性の方で認知度がやや高くなっているが、「ワーク・ライフ・バランス」「SDGs」「男女共同参画社会基本法」「男女雇用機会均等法」については、男性の認知度が高くなっている。



○農林漁業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なことは「就労環境の改善」や「男女共同参画社会づくりの意識を高める」「男女が対等に活躍できる雰囲気を作る」など

農林漁業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なこととしては、「休日の確保、重労働の解消など就業環境の改善により、男女とも家庭生活以外の活動に参加しやすくすること」

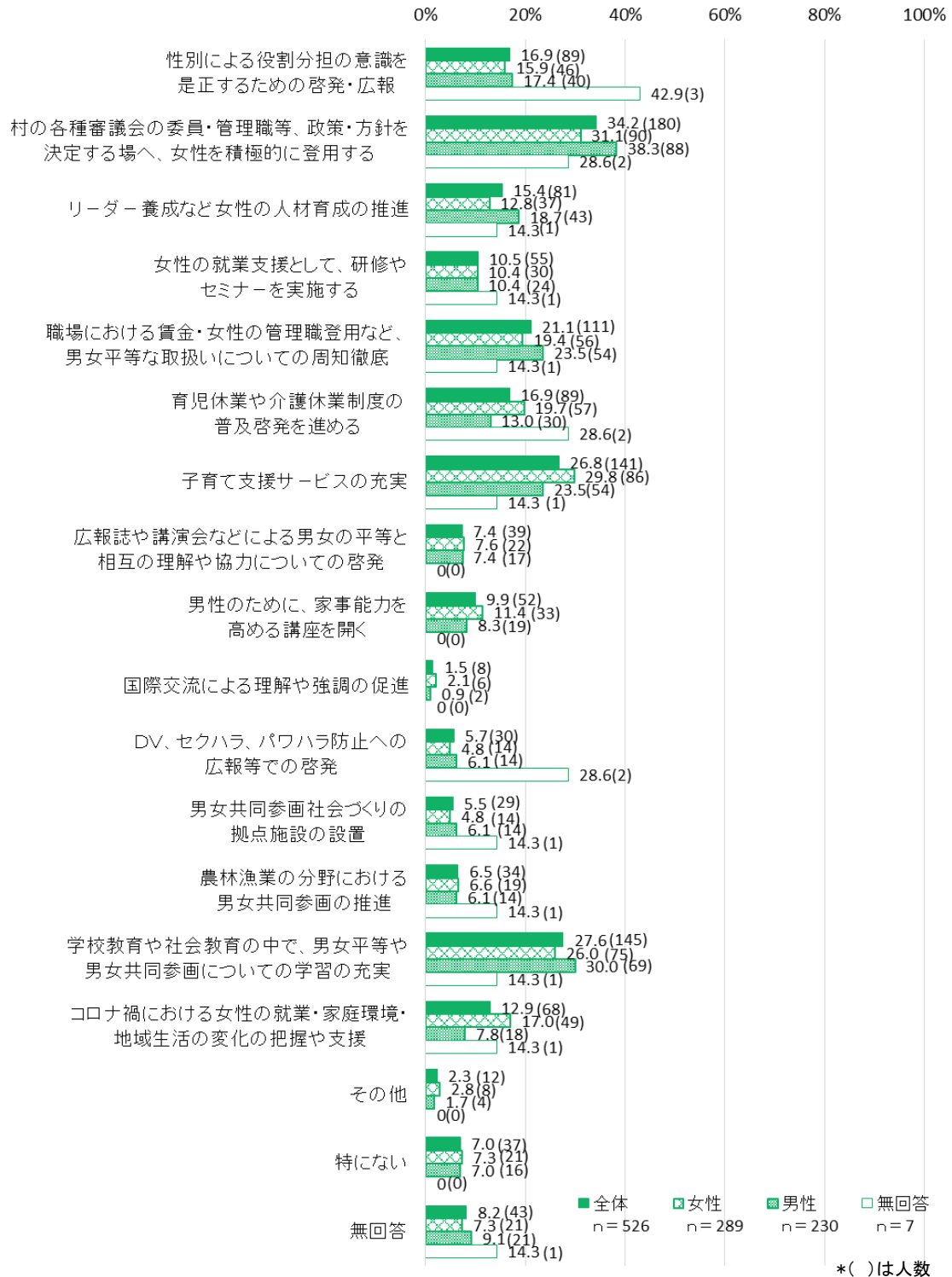
(43.9%)との回答が最も多く、次いで「農林漁業にたずさわる人々の男女共同参画社会づくりの意識を高めること」(35.7%)、「農林水産業に携わる人々が地域社会で男女が対等に活躍できる雰囲気を作ること」(31.2%)が続いている。



\* ( )は人数

○西原村の施策に望むものは「女性の積極的な登用」「男女共同参画についての学習の充実」など

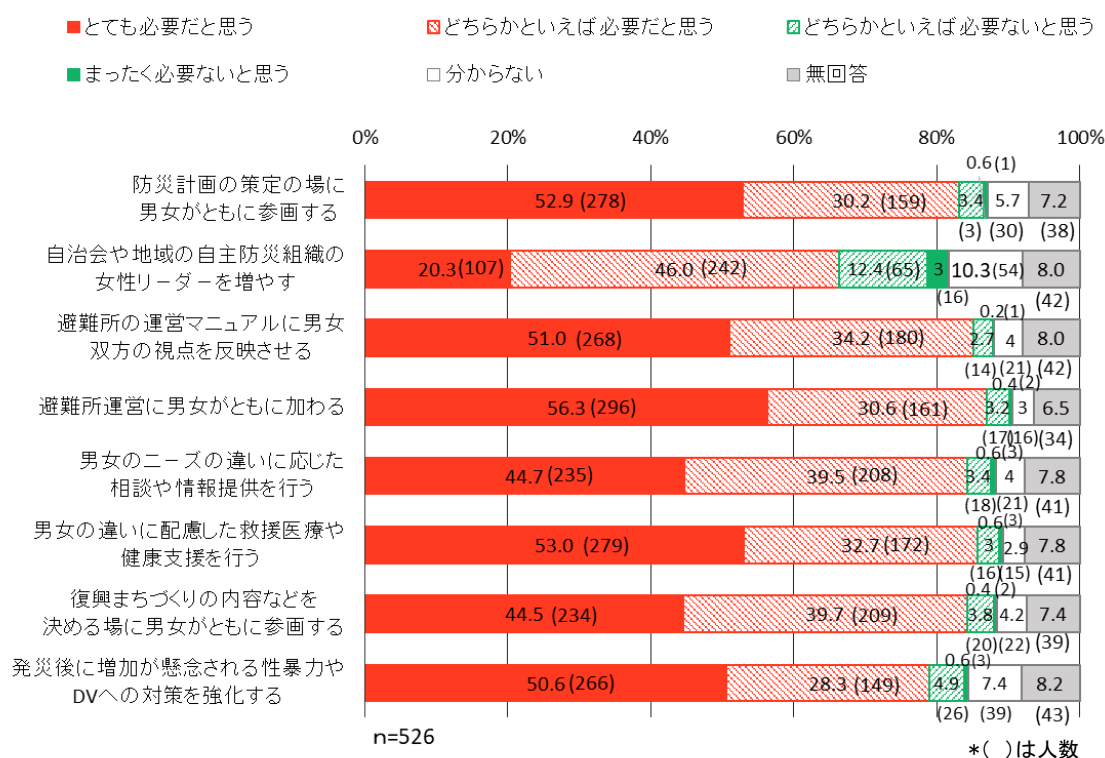
男女共同参画社会を実現していくために、西原村の施策に望むものとしては「村の各種審議会の委員・管理職等、政策・方針を決定する場へ、女性を積極的に登用する」(34.2%)が最も多い。次いで「学校教育や社会教育の中で、男女平等や男女共同参画についての学習の充実」(27.6%)、「子育て支援サービスの充実」(26.8%)、「職場における賃金・女性の管理職登用など、男女平等な取扱いについての周知徹底」(21.1%)が続いている。



(12)熊本地震や復興関連について

○災害時や被災前の準備として必要なことは、「避難所運営に男女がともに加わる」「避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映」「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援」などの割合が高い

災害時や被災前の準備として必要なことをたずねた。『必要なこと』（「とても必要だと思う」+「どちらかといえば必要だと思う」）をみると、「避難所運営に男女がともに加わる」が86.9%で最も高く、これに次ぐ「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う」（85.7%）、「避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させる」（85.2%）、「男女のニーズの違いに応じた相談や情報提供を行う」（84.2%）、「復興まちづくりの内容などを決める場に男女がともに参画する」（84.2%）、「防災計画の策定の場に男女がともに参画する」（83.1%）では、いずれも80.0%以上の回答を得ている。一方、『必要ないこと』（「まったく必要ないと思う」+「どちらかといえば必要ないと思う」）では、「自治会や地域の自主防災組織の女性リーダーを増やす」で15.4%とやや回答が多くなっている。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

めざす将来像

みんなが住みよく お互いに尊重しあうむら にしはら

### 2. 計画の基本目標

本計画の将来像の実現に向け、以下の3つの基本目標と、計画推進体制の整備によって施策を推進していきます。

#### 基本目標Ⅰ「男女共同参画社会の実現のための意識改革と基盤整備」

村民一人ひとりの男女共同参画の視点に立った意識改革のため、性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をはじめ、男女共同参画についての啓発や教育等を通して意識の改革を行うとともに、育児・介護など家庭において男女共同参画社会実現の阻害となる要因への支援を実施します。

#### 基本目標Ⅱ「あらゆる分野における女性の参画拡大」

人口減少が進行する中、活力ある社会を持続するためにも女性の積極的な社会参画が求められています。政策や方針決定過程への女性の参画や職場や地域での男女共同参画の推進とともに、仕事と家庭・地域活動などを両立するワーク・ライフ・バランスの実現のため、働き方の見直しの呼びかけ等を実施します。

#### 基本目標Ⅲ「安心・安全な暮らしの実現」

DVや性犯罪・性暴力、各種ハラスメントなどあらゆる女性への暴力や差別を根絶・予防する取組とともに、ライフステージに応じた健康支援や、ひとり親世帯・高齢者・障がい者・LGBTなど個別の困難さに応じたきめ細やかな支援を実施します。また、防災・復興について女性の視点を反映させ、過去の災害経験からより多様な視点で取組を推進します。

#### 計画推進体制の整備

本計画の推進について、庁内において推進体制を整えるとともに、国や県、他自治体と連携しながら取組を進めます。また、村民や民間団体との連携を密にし、計画について適切に進行管理を行います。

### 3. 施策の体系





# 第4章 計画の内容

## 基本目標Ⅰ「男女共同参画社会の実現のための意識改革と基盤整備」

### 重点目標① 家庭や地域での慣習の見直し及び意識の改革

#### 現状と課題

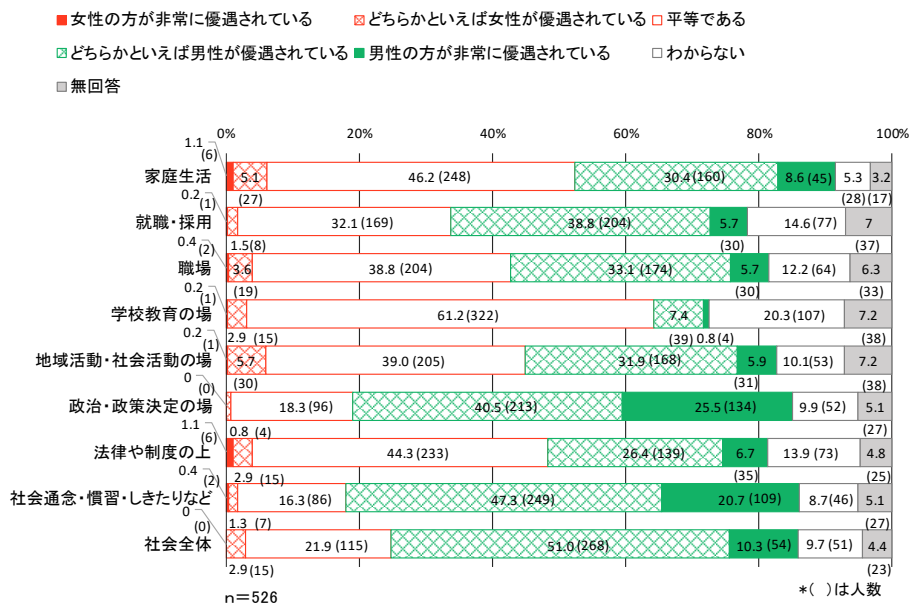
男女共同参画を推進する様々な取組みや法制度の整備が進んでいる中、性別によって役割を固定する考え方や性差における偏見・固定的観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）については、依然として社会全体の意識や実態が変化するに至っていません。

令和3年度（2021年度）に実施した村民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方については、『反対』は60.5%で、『賛成』の26.8%を上回っており、令和元年度（2019年度）に実施された熊本県の調査では『反対』が70.8%と、県と比べ本村の意識が低いことがわかります。

また、家庭生活の実態をみると「家計を支えるための収入を得る」「地区の行事などの地域活動」といった仕事・社会活動では男性が中心で、「家計の管理」「掃除」「洗濯」「食事の準備」「食事のあとかたづけ」といった家事は女性が中心となって担っていることがうかがえ、「育児、子どものしつけ」「親の世話（介護）」についても女性への依存が高い傾向がみられます。

男女平等感に関しては、「学校教育の場」「家庭生活」「法律や制度の上」において平等であると感じている方が多い一方で、「社会通念・慣習・しきたりなど」「政治・政策決定の場」「社会全体」では『男性優遇感』が6割を超えており、その他の「地域活動」「就職・採用」「職場」「学校教育の場」「地域活動・社会活動の場」「法律や制度の上」においても、男性優遇感が女性優遇感より高い現状です。

#### ○男女平等について



このような現状から、社会や地域の制度・慣行を男女共同参画の視点から見直すとともに、性別による固定的な役割分担意識、それに基づく家庭や地域の慣習・しきたりを見直し、無意識の思い込みによる悪影響が生じないように、世代や性別に関わらず、村民全員の意識改革と理解を促進することが必要です。

## 具体的施策

### 1) 固定的役割分担意識の見直しと、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」など、社会的に作られた性別の違いによる役割分担の意識のことを「固定的性別役割分担意識」といいます。こういった意識は、社会一般だけではなく、家庭や集落における慣習やしきたりにもあらわれます。

また、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは、誰もが育つ環境や所属する集団の中で知らず知らずのうちに持つ既成概念や固定観念のことをいいます。例えば、「あの人は体格がいいから運動ができる」「あの人はシニアだからパソコンが苦手」など、一人一人の能力や意思などによらない歪んだ判断や認知のことです。

このような慣習・しきたりや意識を見直し、改革していくために、情報収集や広報・啓発活動を推進していきます。

担当課	教育委員会
-----	-------

## 成果目標

項目	計画策定時実績	令和 8 年度(2026年度)目標
「家庭生活」「地域活動・社会活動の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」について、男女の地位が平等と考える人の割合	「家庭生活」 46.2%	「家庭生活」 <b>50%</b>
	「地域活動・社会活動の場」 39.0%	「地域活動・社会活動の場」 <b>45%</b>
	「社会通念・慣習・しきたりなど」 16.3%	「社会通念・慣習・しきたりなど」 <b>20%</b>
	(令和 3 年度調査結果)	
「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」など、性別によって役割を固定する考え方について賛成しない人の割合	60.5%	<b>80%</b>
	(令和 3 年度調査結果)	

## 2) 男女共同参画に関する村民の自主的な活動の支援

性別による固定的役割分担意識やそれに伴う家庭や地域の慣習・しきたりなどを見直すための活動や、意識啓発を行うための活動などについて、村民の自主的な活動を支援します。具体的には、自主活動についての相談対応や、活動の後援・広報支援などを行います。

担当課	総務課 関係各課
-----	-------------

## 3) 男女共同参画に関する調査及び情報収集・提供

村民の男女共同参画に関する意識などについて調査を行うほか、地域において男女共同参画推進を阻害する要因について個別の事例・情報の収集や情報提供を行います。

担当課	教育委員会
-----	-------

## 4) 村が発行する広報誌等における男女の人権の尊重とメディアリテラシーの向上

村が発行する広報誌など公的な広報において、男女の人権を尊重した表現の徹底に取り組みます。また、テレビ、新聞、インターネット、SNS など、メディアを通じて発信される様々な情報について、主体的に収集・判断できる能力、及び適切に発信する能力（メディアリテラシー）の向上を図るため、啓発や学習機会の充実を図ります。

担当課	企画商工課
-----	-------



## 重点目標② 男女の子育て・介護のための支援

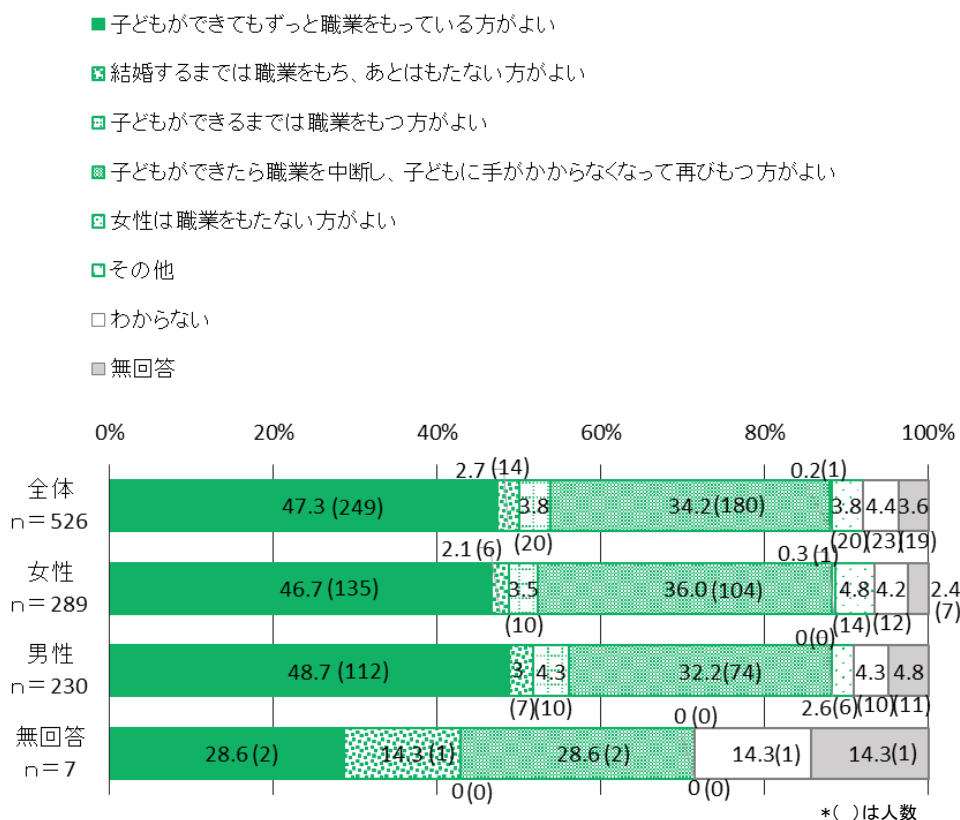
### 現状と課題

国勢調査（2015年度）によると、本村でも生産年齢人口は徐々に減少し、**老年人口は増える傾向**にあります。また、本村の共働き世帯の割合は77.8%で、**子どもがいる世帯の共働きの割合は52.6%**と、**全国および県と比べても高くなっています**。

村民意識調査では、女性が仕事を持ち続けることについては、2人に1人が「子どもができてもずっと職業をもっている方がよい」とし、3人に1人が「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」と答えています。国及び県と比べると「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」という考え方は本村の方が低く、「子どもができたなら働くことをやめ、大きくなったら再び働く方がよい」は本村の方が高くなっており、**育児のために仕事を中断する考え方の割合が高くなっています**。

また、仕事を持ち続けるうえでの問題点については、約4割の人が「育児休業や介護休業などを取りにくい雰囲気がある」「育児休業や介護休業制度などが十分整備されていない」と**育児・介護支援制度に関する割合が高くなっています**。

また、令和3年版男女共同参画白書（2021年）によると、新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どものいる有配偶女性の非労働力化が進行し、女性の家事・育児・介護の負担感が増加していることや、テレワークの導入やオンラインの活用が進んだことで男性の家事・育児参加の機会が増えているなど、時代の流れにおいて状況や価値観が変化しています。これらのことを踏まえながら、妊娠・出産から子育てや介護についての意識の改革や支援が必要です。



## 具体的施策

### 1) 妊娠・出産に伴う就業環境の見直し

妊娠・出産等のライフイベントの前後において、女性が継続して就労する意思がある場合にそれを可能とするため、企業に対して組織内での理解促進とともに、就労の継続や離職した女性の復職や再就職が円滑にすすむような体制整備の啓発を行います。

担当課	企画商工課
-----	-------

### 2) 仕事と子育ての両立支援

男性も女性も安心して仕事と子育てが両立できる社会を作っていくためには、子育てにおける支援体制や環境を整えることが重要です。このため、子育てひろばによる子育て世帯の相談支援や親のケアなどを継続して行うとともに、共働き世帯をはじめとした支援体制の構築として、長期休暇中の受け入れについても考慮しながら、学童クラブの体制充実を図ります。

また、病児・病後保育について体制の構築を進めるとともに、広域利用の連携協定を結ぶ熊本市の施設について、情報発信に努めます。

担当課	住民福祉課
-----	-------

### 3) 仕事と介護の両立支援

村内においても高齢化が進行する中、介護についても今後負担が増加していくことが考えられ、働く意欲がある人の負担を減少させるためにも、社会全体で支える仕組みを作ることが必要です。そのため、介護保険制度の着実な実施や介護サービスの体制整備を行います。

担当課	保健衛生課
-----	-------

## 重点目標③ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

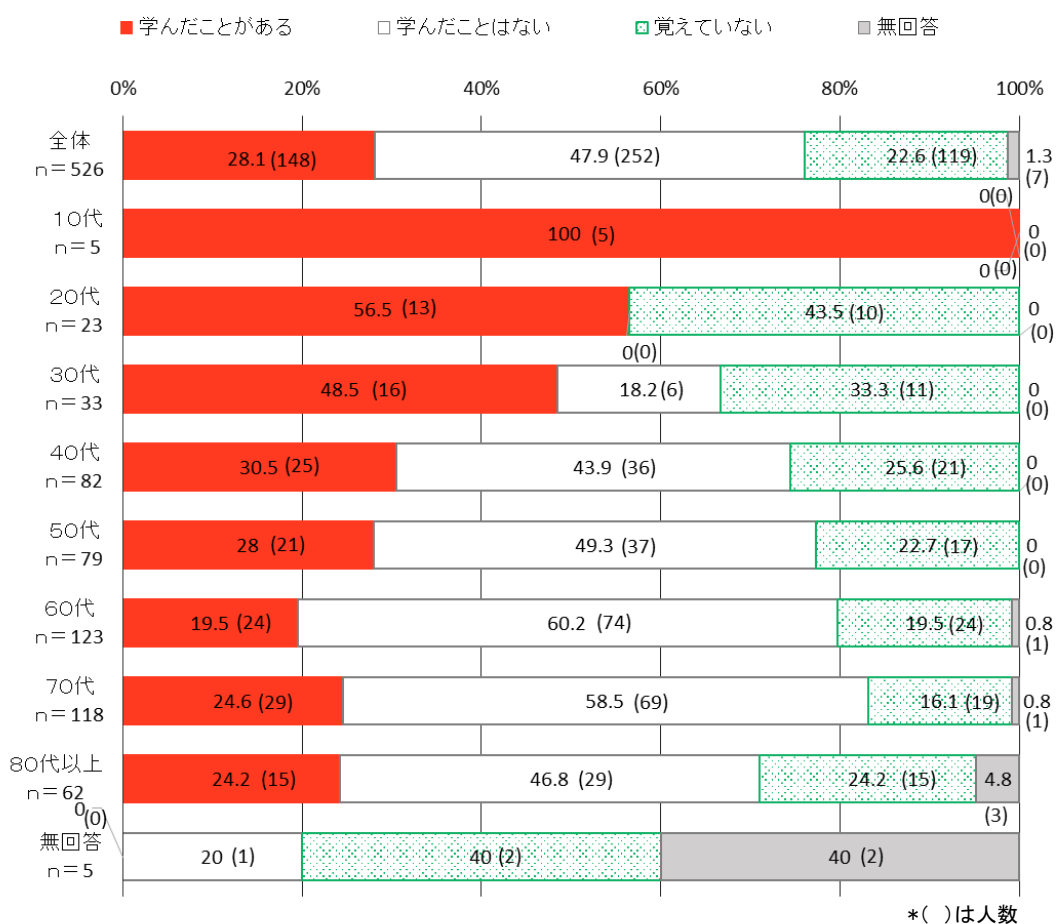
### 現状と課題

村民意識調査では、学校・職場・生涯学習などで、男女共同参画について**学んだことがない人が約半数**を占め、**学んだことがある人は3割以下**となっています。年代別にみると、学校で男女共同参画の教育が行われた10代から30代では学んだことがある割合が高く、40代以降では学んだことがない割合が高くなっています。

これら「学んだことがある」グループと「学んだことがない」グループで固定的役割分担の考え方について比較したところ、**学んだことがあるグループでは『反対』が66.9%**と、**学んだことがないグループの57.9%に比べ割合が高くなっています**。一方で、学んだことがあるグループでは『賛成』が24.3%と、学んだことがないグループの30.2%に比べ低くなっており、**教育・学習に一定の効果があることがうかがえます**。

加えて、男女共同参画社会を実現していくために西原村の施策に望むものでは、3人に1人が「**学校教育や社会教育の中で、男女平等や男女共同参画についての学習の充実**」を希望しています。

○男女共同参画を学んだ経験一年代別



## 具体的施策

### 1) 家庭における男女平等意識の形成・確立のための取組の推進

家庭は、子どもにとって人格形成にかかわる働きかけが最初に行われるところです。このため「にしはらっ子元気プラン 21」を推進し、家庭において社会的性別（ジェンダー）にとらわれない養育をするための啓発や学習機会の提供を行います。

担当課

にしはら保育園

### 2) 学校等における男女平等意識の教育の推進

幼児期から小学校以降の学校教育の各段階においては、子どもが社会の中で男女平等に関する意識形成を行っていく重要なライフステージです。このため、学校生活での性別による固定的な役割分担意識の見直しや、男女共同参画に関する学習機会の確保など、男女平等の視点に基づいた教育を推進するほか、性別にとらわれない進路の支援等も含めた教育の充実を図ります。

担当課

教育委員会

## 成果目標

項目	令和 8 年度(2026年度)目標
男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校(公立小・中学校)の割合	今後も引き続き 現在の取組を継続

### 3) 男女共同参画に関する生涯学習の推進

固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念及び無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、男女がそれぞれに個性と能力を発揮しながら、多様な生き方を選択できるよう、生涯学習の推進を図ります。また、男女が学び続け活躍し続けることができるよう、環境を整えるとともに、男女共同参画社会実現のための意識づくりを行います。

担当課

教育委員会

## 基本目標Ⅱ「あらゆる分野における女性の参画拡大」

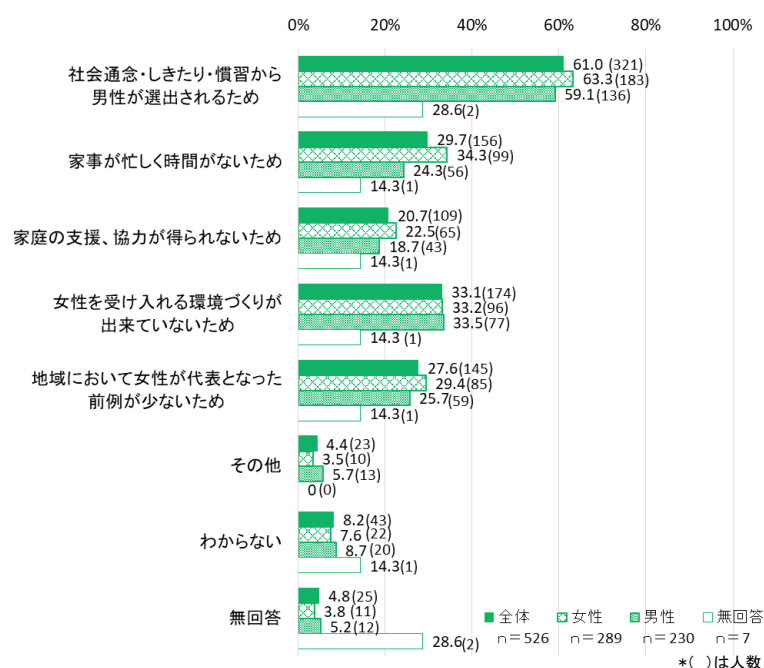
### 重点目標① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### 現状と課題

行政の施策や企画立案、方針決定は、一人一人の住民の生活に大きな影響を与えることから、男性中心になりがちな**施策や方針決定の過程に女性の参画を進める**ことが重要です。

本村では審議会等への女性登用について取り組んできた結果、登用率は増加していますが、いまだ十分とはいえない状況です。村民意識調査では、男女共同参画社会を実現していくために西原村の施策に望むものとして、3人に1人が「**村の各種審議会の委員・管理職等、政策・方針を決定する場へ、女性を積極的に登用する**」をあげています。一方で、企画立案、政策決定の場に女性が少ない原因としては、6割の人が「**社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されるため**」をあげており、意識の改革とともに参画の場を具体的に広げていくことが課題となっています。

#### ○企画立案、政策決定の場に女性が少ない原因



また、令和3年版男女共同参画白書（2021年）によると、新型コロナウイルス感染症の拡大により、非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加など女性への深刻な影響がみられています。これは平時において意思決定過程で男女共同参画が進んでいなかったことが原因の一つと考えられます。更に、子育て、介護、防災・防犯活動や環境美化等の地域活動の多くは女性の力に支えられてきており、様々な場面において、女性の意見を取り入れ、反映していくことが重要です。

このようなことから、雇用・労働、DV、性犯罪・性暴力など、幅広い政策分野でジェンダーに配慮した政策立案が急がれており、ポストコロナを見据えて、運営や意思決定に参画する女性の増加に一層取り組むことが必要となっています。



## 具体的施策

### 1) 審議会等への女性の参画の促進

村の政策・方針の決定過程や施策のあり方に村民の意見を反映させる審議会や委員会などの委員について、県の女性人材バンク事業への登録促進及び活用を行いながら、女性の積極的な登用と参画を促進します。

担当課	関係各課
-----	------

### 成果目標

項目	計画策定時実績	令和 8 年度(2026年度)目標
審議会等委員に占める女性の割合	18.9% (令和 2 年度)	30%
農業委員に占める女性の割合	25% (令和 2 年度)	30%
自治会長に占める女性の割合	0% (令和 2 年度)	5%

### 2) 行政における女性職員の登用拡大

行政における施策の立案・実施の過程などに対して女性の参画を促進するため、女性職員の職域の拡大や管理職への登用を推進します。

担当課	総務課
-----	-----

### 成果目標

項目	計画策定時実績	令和 8 年度(2026年度)目標
庁内における女性役付職員(係長級以上)の割合	31.6% (令和 2 年度)	30%以上を継続
庁内における女性役付職員(課長級以上)の割合	9.1% (令和 2 年度)	22%

### 3) 事業所における役員や管理職等への女性の登用と人材育成

女性の活躍を経営戦略と捉え、村内事業所において役員や管理職等への女性の登用を積極的に促すとともに、県が行う女性リーダー養成講座などの情報提供に努めます。

また、村内事業所における女性活躍推進法の「えるぼし認定」取得推進のため、制度の周知・啓発を行います。

担当課

企画商工課

#### 成果目標

項目	令和8年度(2026年度)目標
事業所における管理職(係長相当職以上)の割合	30%
事業所における管理職(課長相当職以上)の割合	22%



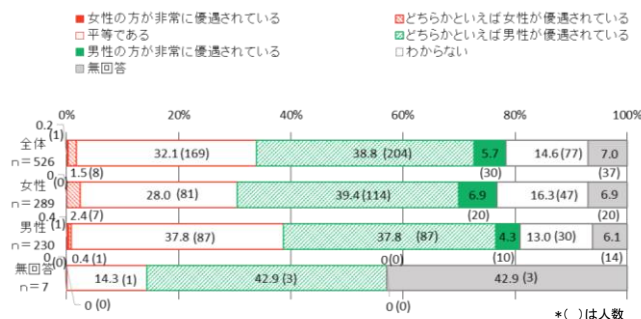
## 重点目標② 働く場における男女共同参画の推進

### 現状と課題

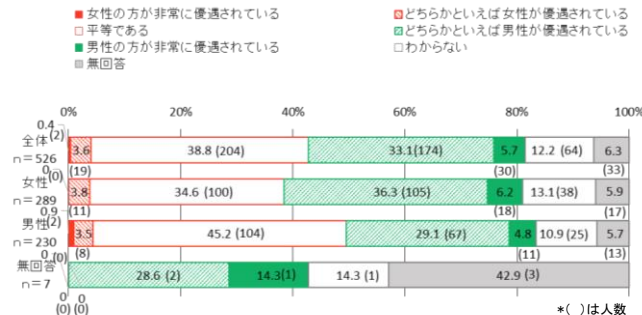
国勢調査（2015年度）によれば、本村の就労の状況は、男性では20代後半から50代後半にかけての割合が9割を超えていますが、女性では同年代の割合は8割にとどまっています。就労形態は、**女性はパートやアルバイトが52.9%**と半数以上を占めているのに対し、**男性は正規の職員・従業員が82.6%**と8割以上を占めており、**男女の就労形態に差異**がみられます。

男女平等について聞いた村民意識調査においても、就職・採用の場での女性優遇感が1.7%であるのに対し男性優遇感は44.5%、職場では女性優遇感は4.0%、男性優遇感は38.8%であり、どちらも男性優遇感が高くなっています。

#### ○就職・採用



#### ○職場



また、令和3年版男女共同参画白書（2021年）によると、コロナ禍において、女性の多い産業や非正規雇用労働者への影響による、シングルマザーの失業率の上昇、非正規雇用労働者の女性の収入減少なども顕在化しています。

これらのことから、男女の就労形態はまだ平等となっていないことがうかがえ、離職を抑制するためにも女性の就労およびキャリアアップへの支援、また、時代に即した多様な働き方への対応を実施していくことが必要です。

## 具体的施策

### 1) 均等な雇用の機会と待遇の確保

法違反があった場合には是正指導を行うなど、男女雇用機会均等法の履行確保に取り組むとともに、女性の参画が十分でない分野について積極的な参画を推進するなど、取組を推進します。また、男女労働者の間に事実上生じている差の解消を目指した個々の企業が進める自主的な取組であるポジティブ・アクション（積極的改善措置）について、企業に対して周知・啓発を行います。

加えて、ハラスメント等が行われない職場づくりの推進のため、関係法令について周知を図り、企業の理解醸成に努めます。

担当課	企画商工課
-----	-------

## 成果目標

項目	計画策定時実績	令和8年度(2026年度)目標
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む村内企業の割合		50%
【参考】 ポジティブ・アクションの用語の認知度	34.8% (令和3年度調査結果)	

### 2) 女性の就労・キャリアアップ支援

働く場において女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のためには、女性の就労・キャリアアップなどへの支援が必要です。このため、「熊本県しごと相談・支援センター」や起業支援セミナー・再就職支援セミナーなどの県や国の取組について、周知や情報提供を行います。

担当課	企画商工課
-----	-------

### 3) 多様で柔軟な働き方の促進

近年、フレックスタイムやテレワークなど就業形態が多様化しており、また新型コロナウイルス感染症の拡大によってこれらの働き方が一層注目されています。働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て、介護、社会活動などの生活との二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できるよう、フレックスタイムやテレワークなどの普及を図り、多様で柔軟な働き方を促進します。

担当課	企画商工課
-----	-------

#### 4) 自営業における女性の評価等の向上

自営業においては、「家事と職業と生活」の区別や、家族従事者として果たしている女性の役割、経営上の対等な良きパートナーとしての評価など、女性の働く意欲につながる環境の整備はまだまだ十分ではありません。家族従業者としての女性の役割の評価、経営能力の向上、経済的な地位の向上に向けて、村の広報誌などを活用して企業に対して取組の推進を啓発します。

担当課	企画商工課 産業課
-----	--------------

#### 5) 一般事業主行動計画の策定支援

女性活躍推進法の改正によって、女性の活躍に関する状況把握や課題分析を行い、課題解決に資する取組目標や数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定する義務が、令和4年（2022年）から従業員101人以上の企業にまで拡大されました。

このため、新たに対象となる企業も含め、計画策定を積極的に支援します。

担当課	企画商工課
-----	-------



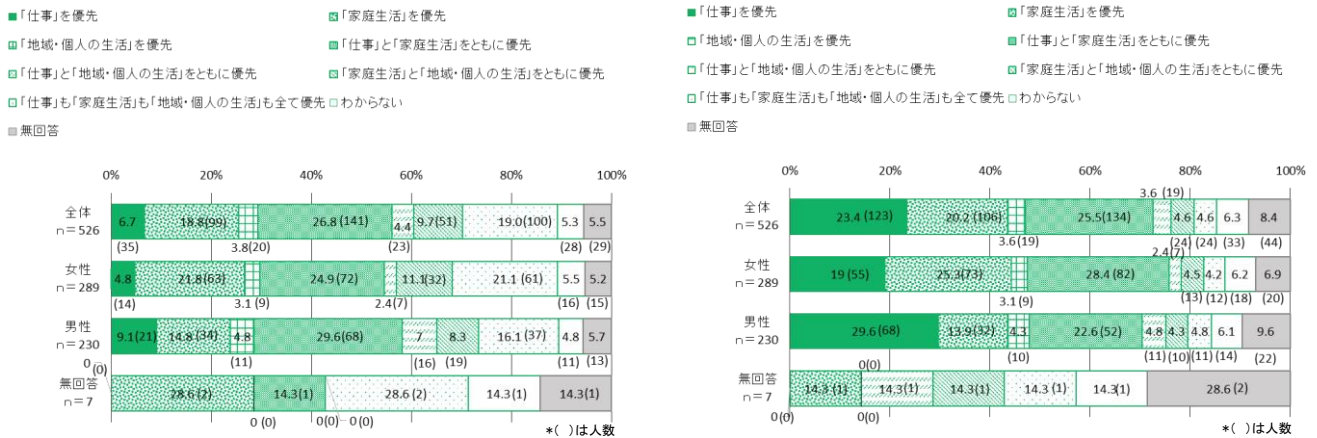
## 重点目標③ ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の支援

### 現状と課題

村民意識調査において、生活を送るうえでの優先度については、「仕事と家庭生活をともに優先」している実態がうかがえますが、「仕事も家庭生活も地域・個人の生活も全て優先」の希望(19.0%)と現実(4.6%)、「仕事を優先」の希望(6.7%)と現実(23.4%)においてはギャップがみられます。

#### ○希望に最も近いもの

#### ○現実に最も近いもの



また、育児休暇や介護休暇の取得経験については女性(11.4%)と比べて男性(3.5%)は少なく、その理由としては、約半数の人が「職場の理解が得られない」とし、3割以上の人が「休業補償が少なく、家計に影響する」「昇進や昇給に影響する恐れがある」「仕事の量や責任が大きい」のように就労環境や経済面を理由としています。

さらに、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことには、「男性の家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」(32.9%)、「労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」(31.4%)が3割と高くなっています。

令和3年(2021年)6月に育児・介護休業法が改正され、育児休業の分割取得や雇用環境の整備などが段階的に推進されています。また、コロナ禍で見直されている就業面の多様化を踏まえ、男性がより積極的に家庭や社会活動へ参加することが望まれています。

## 具体的施策

### 1) ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスとは、働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。この実現のため、育児・介護休業を取得しやすい制度や環境を整備できるよう、村の企業連絡協議会など関係機関と連携して働きかけを行うとともに、育児・介護休業法の趣旨や内容について、普及啓発を行います。

また、リフレッシュ休暇や子の看護休暇などの特別休暇制度の導入を働きかけ、休暇を取得しやすい環境の整備を行います。

担当課	企画商工課 関係各課
-----	---------------

## 成果目標

項目	計画策定時実績
【参考】 ワーク・ライフ・バランスの用語 の認知度	37.5% (令和3年度調査結果)

### 2) 男性の育児・介護休暇の取得促進

男性の育児・介護休暇取得については、全国的にも取組が進まない現状から、令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、育児休業の分割取得や雇用環境の整備などが段階的に推進されています。村においては、育児・介護休業を取りやすい職場環境の整備について周知し、庁内でも取組を進めるとともに、企業に対しても周知・啓発を行います。

担当課	企画商工課 総務課
-----	--------------

## 成果目標

項目	令和8年度(2026年度)目標
庁内における男性の育児・介護 休暇取得率	13%
企業における男性の育児・介護 休暇取得率	13%

## 重点目標④ 男女がともに支える中山間地域の確立

### 現状と課題

国勢調査（2015 年度）によれば、本村では**農業・林業従事者の4割以上を女性が占めています**。また、農林水産省の令和2年度（2020年度）農業委員への女性の参画状況をみると、西原村は農業委員12人中、女性は3名（25%）と、全国および県を上回ります。しかし、阿蘇郡市における農業協同組合理事に占める女性は1割に達していません。なお、国の第5次男女共同参画基本計画の農業委員に占める女性の割合の成果目標は、早期に20%、更に令和7年度（2025年度）に30%を目指すとされています。このことから、今後も女性の参画を促進していく必要があります。

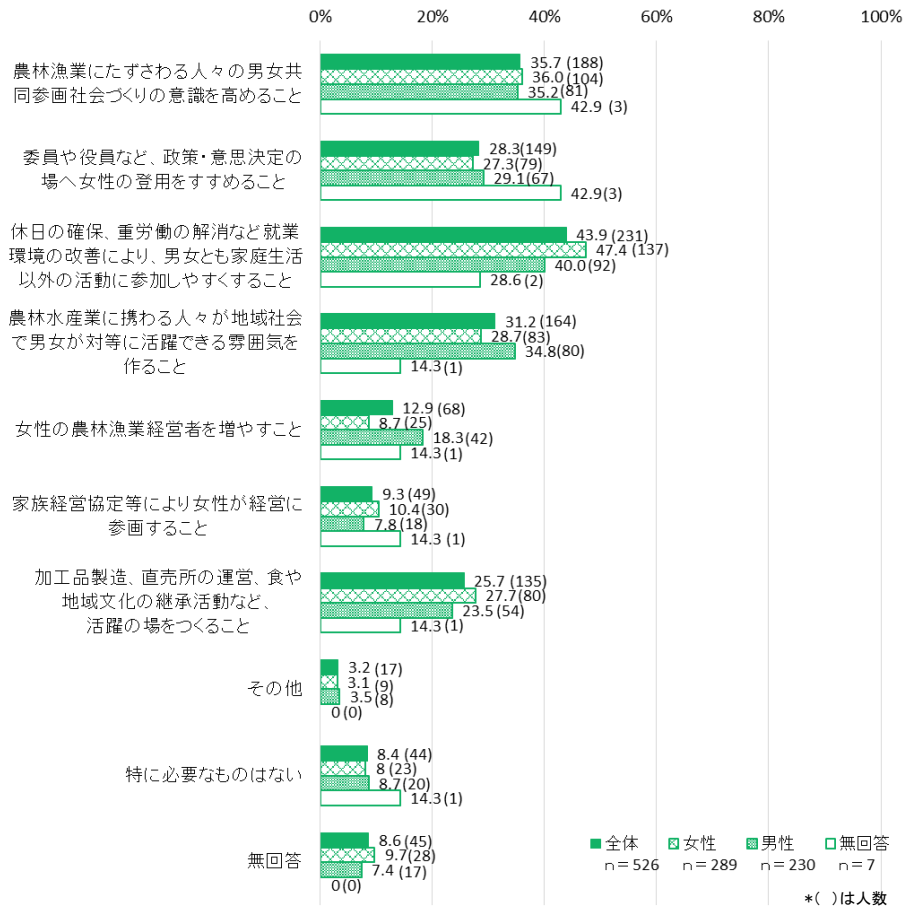
○令和2年度(2020年度) 農業委員に占める女性の割合

	農業委員総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合(%)
西原村	12	3	25.0%
熊本県	565	85	15.0%
全国	23,201	2,861	12.3%

村民意識調査では、農林漁業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なこととして、「休日の確保、重労働の解消など就業環境の改善により、男女とも家庭生活以外の活動に参加しやすくすること」（43.9%）が最も多く、次いで「農林漁業にたずさわる人々の男女共同参画社会づくりの意識を高めること」（35.7%）、「農林水産業に携わる人々が地域社会で男女が対等に活躍できる雰囲気を作ること」（31.2%）と、**意識の改革**や**環境整備**が望まれています。また、家族経営協定を「全く知らない」と回答した人は約6割を占め、認知度は低くなっています。



○農林漁業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なこと



農林漁業の活性化や産業振興を図るうえで、女性が参画することの重要性は今後ますます高まっていくものと思われます。このため、農林業分野の意思決定の場における女性の参画や起業等を含めた経営参画を推進し、同時に女性が働きやすい環境づくり、そして固定的役割分担意識の見直しを含めた男女共同参画の啓発を行い、地域における方針決定への女性参画の促進と家族経営協定の締結を促進することが課題です。

## 具体的施策

### 1) 地域における方針決定過程への女性の参画促進

第1次産業が主要な産業の一つである本村において、女性が果たしている役割を適正に評価し、女性が主体性を持って参画する環境を作っていくことが重要です。このため、農業委員などの役員への女性登用について、関係機関と連携しながら推進します。

また、地域においては自治体活動などを始め現在も男性中心となっており、女性の参画促進のため、固定的性別役割分担意識や慣習・しきたりの解消に繋がるよう啓発を行い、地域活動を担うリーダーの育成を推進します。

担当課	産業課 関係各課
-----	-------------

### 2) 女性の経営への主体的参加や働きやすい環境の整備等の推進

農林水産業においては、多様な視点から消費ニーズを把握し、付加価値の高い商品開発を行うことが求められており、女性の気づきや視点を活かした経営への主体的な参加や、働きやすい環境の整備が必要です。このため、家族経営協定の締結の促進や、認定農業者としての認定などについて、普及啓発の取組を行うとともに、これらに関する事例について、情報収集・情報提供を行います。

担当課	産業課
-----	-----



## 基本目標Ⅲ「安心・安全な暮らしの実現」

### 重点目標① 性別にかかわらず、あらゆる暴力の根絶

#### 現状と課題

性別にかかわらず、暴力は重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。令和3年版男女共同参画白書（2021年）によると、全国では、コロナ禍で生活不安やストレス、在宅時間の増加などによる精神的・経済的暴力が増加し、性犯罪、性暴力に対する相談も増加しています。これらは特に女性に深刻な影響を及ぼしています。

村民意識調査では、ドメスティックバイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメントをなくするために必要なこととして、「苦情や悩みに的確に対応できる**相談体制の充実**」、「不快な言動、行動に対しはっきり**意思表示ができる環境と意識づくり**」、「DVやセクハラに対する罰則を強化した法律や規則などの整備」「相手を対等なパートナーとしてみるような**意識の啓発**」について割合が高くなっています。

村内でのDVに関する被害・加害経験については、「大声でどなって威嚇する」、「手でたたく・突き飛ばす、足でける」、「女（男）のくせに、女（男）だからと差別的な言い方をする」について1割以上の被害経験があります。男女間または同性間のセクハラについては、「男のくせに、女のくせになど差別的な言葉を使う」「結婚はまだ、子どもはまだ、としつこく言う」「性的な冗談や質問、冷やかしの言葉を言う」について女性の被害経験がおよそ1割となっています。

**被害を受けた際の対応**としては、DV・セクハラの際のどちらの被害経験者においても「**だれ（どこ）にも相談しなかった**」と回答する方が多く、また相談先としては、家族・親戚や友人・知人、など**身近な人へ相談**しており、**公的および民間の機関を利用する人は少ない**状況です。

また、近年はマスメディア以外にもインターネットなどにより様々なメディアに接触する機会が増えていることや、SNSの広がりに伴い個人が発信する機会も増加していることから被害が多様化してきています。男女共同参画社会を上げるために、被害が過小評価されやすい暴力や各種ハラスメントを理解し、防止することが重要です。そのために、性別に関わらずお互いの人権を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができるよう、**被害者が相談しやすい環境の整備や支援**をするとともに、全村民に対して人権教育や情報提供など防止策の整備を行っていく必要があります。

## 具体的施策

### 1) DV被害者への支援や啓発の推進

暴力は、男女が互いに尊重し支え合う対等な関係を築く社会形成を大きく阻害するものです。これについて、関係機関と連携した体制構築による支援を徹底し、配偶者からの暴力に対する相談や一時保護・その後の被害者の自立等において、切れ目のない支援と厳正かつ適切な対処を実施するとともに、DV、デートDVなどの情報提供や学習機会の提供によって予防啓発を行います。また、相談員の専門性向上のため、研修会等を実施し体制の更なる充実を図ります。

担当課	住民福祉課
-----	-------

### 2) 性犯罪・性暴力及びストーカー被害などへの支援体制の整備

性犯罪や性暴力は被害者の人権を著しく踏みにじる行為であり、身体のみならず心を深く傷つけ、長期にわたり心身に重大な悪影響を及ぼします。このため、その防止と根絶に向けて全力で取り組むとともに、被害を相談しやすい環境づくりが重要です。

また、支援に関わる関係機関や団体等と密に連携を図るとともに、村民に対して社会福祉協議会の相談支援体制や県の「性暴力被害者のためのサポートセンター（ゆあさいどくまもと）」などの被害相談窓口の周知に努めます。

担当課	住民福祉課
-----	-------

### 3) 各種ハラスメント防止に向けた取り組みの推進

セクシャル・ハラスメントやマタニティハラスメントなどの各種ハラスメントの防止に向けて、防止のための啓発や学習機会の充実等を行います。また、表面化しづらい男性に対するハラスメントや性的指向、性自認に関するハラスメントを含め、企業に対する啓発を行います。

担当課	教育委員会 企画商工課
-----	----------------

## 重点目標② 生涯を通じた暮らしや健康への支援

### 現状と課題

生涯にわたり、村民が心身ともに健康で豊かなゆとりある生活を送ることは、男女共同参画の社会を構築する上での基本的要件です。令和元年度（2019 年度）の厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、市町村実施分の本村の女性の子宮頸がんの検診率は 28.3%、乳がん検診率は 24.0%であり、全国および県を上回りますが、罹患率が高いこれらの疾患の早期発見と予防は重要で、定期健康診断とともにこれらの受診率向上のための支援は引き続き必要となります。

○令和元年度(2019 年度)がん検診受診率(市町村実施分)

	子宮頸がん	乳がん
対象年齢	20～69 歳	40～69 歳
西原村	28.3%	24.0%
熊本県	18.8%	20.2%
全国	15.7%	17.0%

村民意識調査では、子どもの数が減少傾向にある理由として、3 人に 1 人が「女性が働きながら子どもを育てる条件が整っていないから」をあげ、また、西原村の施策に望むものとして 4 人に 1 人が「子育て支援サービスの充実」をあげています。これらのことから、子育てに関する支援はもちろんのこと、それを下支えするための村民の健康への支援が必要です。



## 具体的施策

### 1) ライフステージに応じた健康づくり支援

男女がともに生涯にわたって心身健康に過ごすことは、男女共同参画の実現にとって重要です。男女には異なる健康上の課題があるため、生活習慣病をはじめ様々な疾病について性差に応じた適切な支援とともに、訪問・電話による特定健診の受診推奨の啓発を行っていきます。特に女性については、ライフステージの各段階において多様な心身上の変化があるため、支援等の情報について適切な情報提供とともに、健診結果をもとにした保健指導や栄養指導を実施します。

また、乳がんや子宮頸がんなど女性特有のがん検診について、特に若い世代への予防や早期発見の重要性について周知啓発を乳幼児健診時の問診にて実施し、全体の受診率の向上に努めるとともに、心の悩みも含めた健康相談や情報提供に努めます。

担当課	保健衛生課
-----	-------

## 成果目標

項目	計画策定時実績	令和8年度(2026年度)目標
子宮頸がん検診受診率 (村が実施する集団検診)	20～39歳 10.2%	20～39歳 15%
	40～69歳 25.5%	40～69歳 30%
乳がん検診受診率 (村が実施する集団検診)	40～59歳 15.8%	40～59歳 20%
	60歳以上 29.9%	60歳以上 35%

### 2) 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産期は女性の健康にとって大きな節目であるため、安心して安全に子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。妊娠および育児期について、男女の心身の負担が軽減されるよう、母子手帳の配布時に、妊娠や育児に対する理解を促進するとともに、健康診査や訪問指導などの基本的な母子保健サービスの提供を行います。

また現在、男性の育児参加への取組として父親向けパンフレット（パパ手帳）の配布により育児参加を促しており、今後もこの取組を継続するほか、「子育て世代包括支援センター」を設置し相談窓口を設け、住民福祉課及び他部門と相互に連携した支援体制を構築します。

担当課	保健衛生課
-----	-------

## 重点目標③ 高齢者や障がい者などが安心して暮らせる環境の整備

### 現状と課題

コロナ禍のように経済が悪化すると、非正規雇用労働者の割合が多い女性の収入の減少、シングルマザーの失業率の上昇など、女性への影響が深刻化します。厚生労働省が発表した平成30年(2018年)国民生活基礎調査に基づく**日本の相対的貧困率**によると、人口全体の貧困率は15.4%であり、**ひとり親と未婚子世帯の貧困率は男女とも約25%**です。家計が苦しい状況にある世帯はひとり親世帯に限ったことではありません。勤労世代(20歳から64歳)の一人暮らしの貧困率は、女性は24.5%で男性の19.8%より高く、**65歳以上の高齢期になると女性の貧困率はさらに上昇し46.2%**と、男性の32.1%より高く、2人に1人が貧困に陥っていることとなります。これらのことから、孤立しがちな一人暮らし世帯の中で、特に高齢期の女性に留意した支援が必要です。

また、県ではLGBTなどの性的マイノリティの人権について、「熊本県人権教育・啓発基本計画」にもとづき、「性同一性障がい・性的指向をめぐる人権」として重要な人権課題の一つにあげ、正しい知識や情報を伝えていく教育・啓発に取り組んでいます。株式会社LGBT総合研究所が実施した「LGBT意識行動調査2019」においても、LGBTなどの性的マイノリティの人の割合は10%で、多様な性が存在する社会であることが分かります。また、LGBTという言葉の認知率は91.0%と高まっていますが、内容の理解率は57.1%にとどまっています。

村民意識調査によれば、LGBTという用語を「全く知らない」と答えた人は32.9%、「名称(言葉)は知っている」が18.6%、「よく知っている」が14.1%、「内容(意味)を多少知っている」が26.2%と、認知度は約6割と低い状況です。誰もがありのまま自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、本村においても性的マイノリティについて今後も認知度を高めるとともに、理解を醸成していく必要があります。



## 具体的施策

### 1) ひとり親家庭や貧困など生活上の困難に直面する方々への支援

女性は男性に比べ非正規雇用やひとり親世帯の割合が高く、貧困に陥りやすい現状があります。女性を含むすべての方々が安心して働き生活できる環境づくりのため、個人の問題に対応できる相談体制を確保するとともに、就労支援や家計相談支援、子育て支援など、生活上の困難に直面する方々に対して必要な支援を行います。

担当課	住民福祉課
-----	-------

### 2) 高齢者・障がい者・外国人などが安心して暮らせる環境づくり

高齢期の女性は、他の世代や男性に比べて貧困率が高く、こういった困難な状況にある人が安心して生活できる環境づくりが必要です。また、本村では認知症の罹患率が他市町村より高いため、認知症への理解と支援体制の推進も求められます。そのため、就労や健康づくりなどの支援や相談体制を確保するほか、訪問介護支援や地域活動への参画の促進、認知症サポーター養成講座の実施によって地域で見守る体制の整備、また地域において通いの場を拡充することで、地域の中で高齢者が孤独にならないよう支援を行います。

加えて、障がい者や外国人については、それぞれが抱える困難に加えて、女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、様々な状況に関しての理解を促進するとともに、あらゆる人が家庭や職場、地域社会で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

担当課	住民福祉課
-----	-------

### 3) 性的指向・性自認に関する理解の促進

LGBT に対する理解を深めるため、教育や生涯学習の現場、また村職員において学習の機会を提供し、性的指向、性自認などの認識を深め、啓発を行います。また、性的指向や性自認によって困難な状況にある人に対しては、それぞれの状況に応じた相談支援の体制が必要です。このため、安心して生活できる支援体制づくりを推進します。

担当課	住民福祉課 総務課
-----	--------------



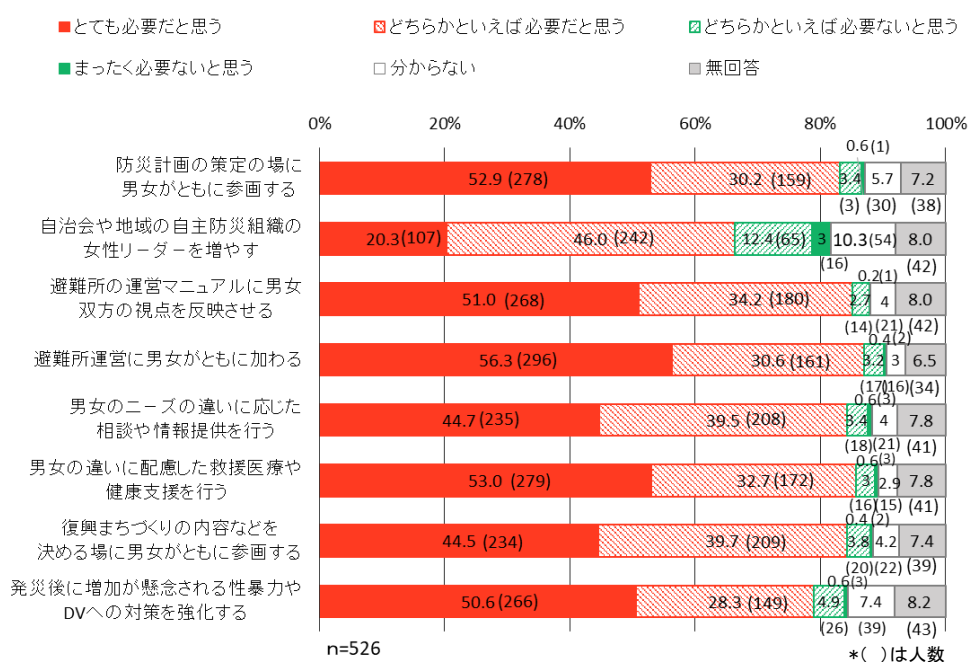
## 重点目標④ ジェンダーの視点を踏まえた防災・復興の推進

### 現状と課題

平成 28 年（2016 年）4 月の熊本地震発災時、男女のニーズの違いを踏まえた避難所の対応などが十分行われず、過去の大規模な災害の教訓が一部で生かされませんでした。村民意識調査では、男女共同参画において災害時や被災前の準備として必要なことにおいて特に望まれていることは、「避難所運営に男女がともに加わる」「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う」「避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させる」「男女のニーズの違いに応じた相談や情報提供を行う」「復興まちづくりの内容などを決める場に男女がともに参画する」「防災計画の策定の場に男女がともに参画する」であり、8 割以上の人が必要としています。

これらのことから、防災・復興における男女共同参画を推進していくことや、現場における意思決定過程への女性の参画を促進する必要があります。

#### ○男女共同参画において、防災や復興の取組で必要なこと



## 具体的施策

### 1) 防災・復興における男女共同参画の推進

熊本地震の発生時においては、村だけでなく県下各所において、授乳室や更衣室の必要性や女性用品の供給など、男女のニーズの違いなどに対する配慮の不足や、避難所における性暴力の発生など災害時の課題が明らかとなりました。これを踏まえ、平常時の備えから、災害発生後の緊急避難、避難所での一時避難、その後の避難生活などの各段階において、男女共同参画の視点から防災・復興を見直し、基盤づくりを進めます。

担当課	総務課
-----	-----

### 2) 防災・復興の現場における意思決定過程への女性の参画拡大

西原村防災会議や消防団への女性の登用、地域の防災を担う女性リーダーの育成などを支援し、防災・復興の現場における意思決定過程へ女性が積極的に参加できるよう取組を推進します。またこれによって、多様な性の視点を反映した防災体制の整備に努めます。

担当課	総務課
-----	-----

## 成果目標

項目	計画策定時実績	令和8年度(2026年度)目標
防災会議の委員に占める女性の割合	0% (令和2年度)	7%

## 計画推進体制の整備

### 計画の推進体制の強化

#### 1) 村における推進体制の強化

男女共同参画社会の実現には、庁内においても多様な関係課が連携して施策を推進していくことが必要です。そのため、全庁的に施策を推進していくほか、関係各課の連携のもとあらゆる施策において男女共同参画の視点を反映させるため、推進体制を強化していきます。

担当課	総務課 教育委員会
-----	--------------

#### 2) 国・県・他自治体との連携強化

村の男女共同参画の推進にあたっては、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画との整合を図るとともに、各種取組や施策の実施について、国・県・他自治体と連携した実施や情報交換などに取り組むことで、計画の実現に向けた取組をより一層推進します。

担当課	教育委員会
-----	-------

#### 3) 村民や各種団体などとの協働

男女共同参画計画においては、多くの分野に関連しているため、村民・各種団体・民間企業・関係機関などとの連携・協力を図ります。また、上記団体が主体的に男女共同参画社会の実現にかかる取組を実施する旨の相談等があった場合は、相談支援や周知啓発等の協力を行います。

担当課	関係各課
-----	------

### 計画の進行管理

#### 1) 適切な計画の推進のための進行管理

男女共同参画計画を効果的に推進するため、教育委員会や関係各課を含めた庁内会議などにて実施状況を定期的に確認し、計画の進捗状況を明らかにします。

担当課	教育委員会
-----	-------

発行年月:令和4年3月  
編集:西原村 教育委員会  
〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259  
電話番号:096-279-4424